

2013年改正一般裁判所手続規則

[参考訳・改訂版]

2017年10月16日
明治大学法学部教授
夏井 高人

この参考訳は、法と情報雑誌2巻9号315～367頁に収録して公開した2013年改正一般裁判所手続規則[参考訳]の改訂版である。

この改訂版では、2010年改正EFTA裁判所手続規則[参考訳](法と情報雑誌2巻10号40～80頁)の訳出に伴って気づいた調整すべき点を調整し、かつ、2013年改正一般裁判所手続規則[参考訳]の公表後に発見された誤記及び訳漏れ部分等をまとめて修正した。

この参考訳のテキスト(英語版)は、下記のEuropaのWebサイトから入手した。

https://curia.europa.eu/jcms/upload/docs/application/pdf/2008-09/txt7_2008-09-25_14-08-6_431.pdf
[2017年8月30日確認]

このテキストには、「the Rules of Procedure of the Court of First Instance of the European Communities of 2 May 1991 (OJ L 136 of 30.5.1991, p. 1, and OJ L 317 of 19.11.1991, p. 34 (corrigenda) and the amendments resulting from the following measures: (後略)」、「This edition has no legal force and the preambles have therefore been omitted」との注記がある。即ち、2013年6月26日改正後の統合版の一般裁判所手続規則のテキストである。

この版の一般裁判所手続規則は、2015年改正(OJ L 105, 23.4.2015, p.1-66)によって全面的に改正された後、2016年8月12日及び2016年9月1日に多数の改正が加えられている。EU官報により2017年9月1日現在で知ることのできる最新の正文は、2016年9月1日改正によるものである。

欧州司法裁判所に適用される欧州司法裁判所手続規則(the Rules of Procedure of the Court of Justice)は、一面において、様々な種類の手続に対応できるように1個の条文の中に多数の要素を盛り込んでいるため、当該条項のどの要素が適用され、どの要素を省略して考えるべきかを解釈した上でその具体的な適用を検討しなければならないという側面をもつと同時に、他面において、どの訴訟においても共通の一般的な条項に該当する部分を除き、普通は第1審の裁判所においてのみ問題となり得るような詳細な手続事項に関する細目的な条項が割愛され、直接訴訟(direct action)に関する簡潔な条項がまとめて規定されて

いるだけなので、その条文を読むだけでは、それが一体何を指しているのか、特に、日本国の民事訴訟のどの条項と対応または関連するものであるのかを理解するのが困難である場合が少なくない。しかし、司法裁判所手続規則だけではなく、一般裁判所手続規則（the Rules of Procedure of the General Court）の対応する条項を丁寧に読み、比較検討することによって、上述のような困難性の大部分を解消することができる。その意味で、一般裁判所手続規則と司法裁判所手続規則は、常に同時に比較対照しながら読まれるべきものである。日本国においては、司法裁判所手続規則と関連する学術研究は決して少ないわけではないが、一般裁判所手続規則に関する学術研究が比較的乏しいという現状にあるので、このことは、特に重要である。

また、これらの規則の前文及び定義条項は、極めて重要である。日本国においては、抽象的な訴訟目的論、訴訟物論及び訴権論は、不必要に多数存在するが、実定法としてのEUの訴訟法の存在目的または保護法益を直視する論説等はほとんどない。その意味で、日本国における訴訟法学説の多くは、特定の法学説上の理論だけに依拠する観念的なもの、または、かなりイデオロギッシュなものであると言っても過言ではない。しかし、他のEUの法令と同様、一般裁判所手続規則と司法裁判所手続規則の前文、適用範囲を定める条項、定義条項等には、これらの規則の制度目的及び保護法益が明確に示されている。ここでもまた、網羅的かつ帰納法的かつ実証的な法学研究の姿勢が求められる由縁である。

一般に、部分的な特殊研究は、それはそれで大きな意味をもつが、全体像を全く知らないで行われる部分研究は、理論的にも実務的にも空虚である。大は小を兼ねることが可能であるが、基本的に、（極めて優秀な天才的研究者による正しい洞察が示されるような格別に例外的な場合を除き）小が大を兼ねることはない。現在の世界の大学のように個別化・細分化された科目を多数もつような組織構造は、それ自体としては意味のあることであり、学術のあり方それ自体として必要なものでもある。しかし、どの科目の担当者であっても、常に、当該研究者の専門領域に精通していることは当然のこととして、それだけではなく、当該専門領域を内包する関連する法制度全体に通暁していることが求められるのである。このことは、分類学において、目的とする分類領域を識別する識別点（分岐点）それ自体またはその理解を得るために、それよりも大きな分類項目を知らなければならないこと、そのような構造を理解するためには、結局、全ての分類領域とその識別点（分岐点）を知らなければならないことと全く同じことである。そしてまた、このことは、集合論の基本そのものでもある。

一般裁判所手続規則は、要旨（Summary）、前文及び条文の3つの部分で構成されている。要旨とは、要するに、目次である。この参考訳においては、前文の部分を除き、要旨及び条文の部分の全文を訳出した。

この参考訳においては、原則として直訳とした。直訳のままでは日本語として意味の通らない部分や非常にわかりにくい部分に関しては、やむを得ず意識とした。

ただし、意識の語彙上の選択基準は、個々の法令の制定趣旨や当該法令の起草者の個人的趣味や歴史的変遷等を反映せざるを得ない部分があるので、個々の法令により一定せ

ず、常に個別的なケースバイケースの検討が求められる。それゆえ、一般の英語教育上の慣例や翻訳家の慣例とは異なる訳となっている部分がある。

この参考訳は、あくまでも一般裁判所手続規則の私的な和訳であり、関連分野の研究者のための参考として提供するものである。確定訳ではなく、現時点における検討結果の一部を示すものであるため、今後、必要に応じて改訂・修正が加えられる可能性がある。誤記等があるときは、随時、法と情報雑誌上においてその正誤を公表する。

この参考訳に訳注はない。脚注は、全て原注である。

リスボン条約により、第1審裁判所(the Court of First Instance of the European Communities)は、一般裁判所(the General Court)へと改組された。そのことから、別の法令中で第1審裁判所への参照がある条項は、現時点においては、一般裁判所への参照として読み替えられる必要がある。

一般裁判所手続規則の第29条には、職員の宣誓の方法として欧州司法裁判所手続規則第20条第2項を適用するものと定めている。2010年の統合版(OJ C 177, 2.7.2010, p.1-36)の第20条第2項には、確かに、宣誓に関する条項がある。しかし、現行の欧州司法裁判所手続規則(2016年以降適用)には該当する条項が存在しない。

第72条第1項に示されている「司法裁判所規則補充規則の別紙III」とは、EUの現行法の下においては、Supplementary Rules Court of Justice(OJ L 32, 1.2.2014, p.37-45)の別紙III(Annex III)のことを指すと解される。

なお、関連する法令として、他に Practice Rules for the Implementation of the Rules of Procedure of the General Court(OJ L 152, 18.6.2015, p.1-30)がある。

第100条第3項と関連する決定として、Decision of the Court of Justice of 13 September 2011 on the lodging and service of procedural documents by means of e-Curia(OJ C 289, 1.10.2011, p.7-8)がある。

欧州公務員裁判所(European Union Civil Service Tribunal)の裁判に対する控訴の手続に関する一般裁判所手続規則第136条aにある「規程の別紙第9条及び第10条」に関し、現行の2016年改正司法裁判所手続規程・統合版の別紙冒頭には、「この別紙は、欧州議会及び理事会の2016年7月6日の規則(EU, Euratom) 2016/1192によって廃止された。しかしながら、同規則の第4条に基づき、議定書第3号の別紙Iの第9条ないし第12条は、公務員裁判所(the Civil Service Tribunal)の裁判を不服とする控訴事件であって、2016年8月31日の時点で一般裁判所に係属しているもの、または、その日以降に提起されるものに対し、引き続き適用される」との注記がある。

なお、関連する法令として、欧州公務員裁判所手続規則(OJ L 206, 14.7.2014, p.1-45)がある。

(この参考訳を作成する際に考慮した事項)

「form of order」は、裁判所に対して当事者が「求める裁判」の態様を意味する。すなわち、日本国の民事訴訟法制に即して言えば、「form of order」として、原告の側では「請求の趣旨」を示し、被告の側では(理論的には裁判所の職権発動を促す主張に過ぎないものに相当するものを含め)原告の請求の趣旨に応答して求める裁判(請求棄却の裁判、請求却下の裁判、移送の裁判等)を示すことになる。

本案訴訟以外の全ての態様の裁判について共通の概念として「form of order」が用いられていることから、他の関連参考訳と同様、この参考訳においても、「裁判の構成」と訳すことにした。

一般に、このような語に関しては、説明文または訳注なしで法令の翻訳文を作成することは、不可能である。それゆえ、一般に、説明文または脚注が一切存在しない翻訳文を読む場合には、当該法令と直接または間接に関連する情報・知識の網羅的な調査を含め、相当慎重な検討と吟味が求められる。

知的財産権訴訟に関する第134条にある「main party」とは、当該訴訟における申立人(原告)及び関係行政庁(被告)のことを指す。

このような表現が用いられているのは、知的財産権(商標、意匠等)に関する審判部の審決に対する不服申立てを審理する訴訟事件においては、当該審判部の審決を不服とする審決当事者が申立人(原告)となり、当該審判部を所管する関係行政庁が被告となるという訴訟構造をもっているからである。

申立人(原告)以外の当該審決の当事者は、すべて訴訟参加人として当該訴訟に参加するが、それらの訴訟参加人は、単なる訴訟参加人ではなく、「main party」としての権利をもち、独自に行動することが認められていることから、日本国の法制と比較すると、独立当事者参加に近い性格をもつものである。

類似の制度として、第三者異議訴訟手続(規程第42条)があるが、この訴訟形態は、ある訴訟事件において当事者として関与しなかった者が、その事件の判決の有効性を争って独自に訴えの提起をすることができるとするものであり、いわば、当事者以外の者による再審請求に相当する制度である。これに対し、一般裁判所手続規則第134条の訴訟参加人は、「main party」を当事者として既に訴訟係属している事件に後から訴訟参加する。この点において、制度構造上に根本的な相違がある。

これらの諸点を考慮に入れた上で、この参考訳においては、「main party」を「基本当事者」と訳すことにした。

なお、2015年4月23日改正後の一般裁判所手続規則においては、知的財産権訴訟(商標及び意匠)に限定せず、全ての訴訟類型に適用されるように拡大されて「main party」が用

いられている。その場合における「main party」とは、当該訴訟における申立人(原告)及び相手方(被告)の一方または双方のことを意味する。

「Office for Harmonisation in the Internal Market (Trade Marks and Designs)」は、「域内市場調和局(商標及び意匠)」と訳すべきである。

「欧州特許商標庁」との訳もあるが、「Office for Harmonisation in the Internal Market」は、商標権及び意匠権のみを所管し、特許権を所管しないので、明らかに誤訳である。EUにおいて、EUにおいて特許権を所管するのは、欧州特許庁(EU Patent Office)である。

また、「知的財産権局」との訳もあるが、これも誤りである。Europa のサイト上には、「The OHIM is both an agency of the European Community and an industrial property office with its technical function: the registration of industrial property rights」との説明がある。すなわち、Office for Harmonisation in the Internal Market (OHIM)は、EUにおける知的財産権と関連する行政事務全部を掌理しているのではなく、知的財産権の登録業務の一部を所管しているのみである。そして、厳密には、「Office for Harmonisation in the Internal Market」は、EUのOfficeではなく、EUのOfficeの下にあるAgency(部局)に位置付けられる。それゆえ、Office for Harmonisation in the Internal Market (OHIM)に関しては、「Office」を「庁」ではなく「局」と訳するのが正しい。

第148条の第2副項の末尾は「セミコロン(;)」となっている。しかし、これは、誤記の一種と解される。このセミコロンのある部分が第2副項の文の終端であると解して訳すことにした。これ以外の類似の部分も同様である(その大部分は、2015年4月23日改正後の一般裁判所手続規則において修正されている)。

以上のほか、訳語の選択等に関しては、後掲2016年改正欧州司法裁判所手続規則の参考訳の冒頭部分及び後掲2016年改正一般裁判所手続規則の冒頭部分で述べたとおりである。

(訳出済みの関連法令等及び参考文献)

2016年改正欧州司法裁判所規程の参考訳は、法と情報雑誌2巻9号283～303頁にある。司法裁判所手続規則補足規則の参考訳は、法と情報雑誌2巻9号304～314頁にある。2016年改正欧州司法裁判所手続規則の参考訳は、法と情報雑誌2巻9号201～282頁にある。2016年改正一般裁判所手続規則の参考訳は、法と情報雑誌2巻9号368～449頁にある。司法裁判所決定2011/C 289/06の参考訳は、法と情報雑誌2巻9号450～453頁にある。一般裁判所決定(EU) 2016/2387の参考訳は、法と情報雑誌2巻9号454～472頁にある。法へのアクセス報告書の参考訳は、法と情報雑誌2巻6号136～158頁にある。

この参考訳を作成するに際しては、上記各参考訳の冒頭部分に掲記した文献等を参考にした。

1991年5月2日の一般裁判所手続規則¹

要 旨

解釈(第1条)

第1款 一般裁判所の組織

第1章 一般裁判所の所長及び構成員(第2条ないし第9条)

第2章 小法廷の構成並びに予審判事及び独立弁論官の指名(第10条ないし第19条)

第3章 登録所

第1節 記録官(第20条ないし第27条)

第2節 その他の部署(第28条ないし第30条)

第4章 一般裁判所の職務(第31条ないし第34条)

第5章 用語(第35条ないし第37条)

第6章 代理人、補佐人及び弁護士の権利及び義務(第38条ないし第42条)

第2款 訴訟手続

第1章 書面審理手続(第43条ないし第54条)

第2章 弁論手続(第55条ないし第63条)

第3章 手続整理措置及び証拠調べ措置

第1節 手続整理措置(第64条)

第2節 証拠調べ措置(第65条ないし第67条)

第3節 証人及び鑑定人の召喚及び証拠調べ(第68条ないし第76条)

第3章 a 簡易訴訟手続(第76条 a)

第4章 訴訟手続の停止及び一般裁判所による裁判管轄権の放棄(第77条ないし第80条)

第5章 判決(第81条ないし第86条)

第6章 訴訟費用(第87条ないし第93条)

第7章 訴訟救助(第94条ないし第97条)

第8章 取下げ(第98条及び第99条)

第9章 送達(第100条)

第10章 期間(第101条ないし第103条)

¹ OJ L 136 of 30.5.1991 and OJ L 317 of 19.11.1991, p.34 (corrigenda), with amendments dated 15 September 1994 (OJ L 249 of 24.9.1994, p.17), 17 February 1995 (OJ L 44 of 28.2.1995, p.64), 6 July 1995 (OJ L 172 of 22.7.1995, p.3), 12 March 1997 (OJ L 103 of 19.4.1997, p.6, and OJ L 351 of 23.12.1997, p.72 (corrigenda), 17 May 1999 (OJ L 135 of 29.5.1999, p.92), 6 December 2000 (OJ L 322 of 19.12.2000, p.4), 21 May 2003 (OJ L 147 of 14.6.2003, p.22), 19 April 2004 (OJ L 132 of 29.4.2004, p.3), 21 April 2004 (OJ L 127 of 29.4.2004, p.108), 12 October 2005 (OJ L 298 of 15.11.2005, p.1), 18 December 2006 (OJ L 386 of 29.12.2006, p.45), 12 June 2008 (OJ L 179 of 8.7.2008, p.12), 14 January 2009 (OJ L 24 of 28.1.2009, p. 9), 16 February 2009 (OJ L 60 of 4.3.2009, p.3), 7 July 2009 (OJ L 184 of 16.7.2009, p.10), 26 March 2010 (OJ L 92 of 13.4.2010, p.14), 24 May 2011 (OJ L 162 of 22.6.2011, p.18) and 19 June 2013 (OJ L 173 of 26.6.2013, p.66).

第3款 特別形態の訴訟手続

第1章 運用停止または執行停止及びその他の仮措置(第104条ないし第110条)

第2章 先決問題(第111条ないし第114条)

第3章 訴訟参加(第115条及び第116条)

第4章 裁判が破棄または差し戻された後に言い渡される一般裁判所の判決(第117条ないし第121条)

第4章 a 裁判が職権再審及び差し戻された後に与えられる一般裁判所の裁判(第121条 a ないし第121条 d)

第5章 欠席判決及び破棄の申立て(第122条)

第6章 特別の破棄手続

第1節 第三者異議訴訟手続(第123条及び第124条)

第2節 再審(第125条ないし第128条)

第3節 判決の解釈(第129条)

第4款 知的財産権に関する訴訟手続(第130条ないし第136条)

第5款 欧州公務員裁判所の裁判に対する控訴(第136条 a ないし第149条)

最終条項(第150条及び第151条)

解 釈

第1条

この規則全体を通じて：

- 欧州連合の機能に関する条約の条項は、「TFEU」を伴って関係する条項の番号が示され；
- 欧州原子力共同体条約の条項は、「TEAEC」を伴って関係する条項の番号が示され；
- 「規程」とは、欧州司法裁判所規程に関する議定書のことを意味し；
- 「EEA 協定」とは、欧州経済領域に関する協定のことを意味する。

この規則の目的のために：

- 「機関」とは、諸条約によって、または、それらの実装において採択された法令によって設置された欧州連合の機関並びに組織、事務局及び部局であって、一般裁判所において当事者となることができる者を意味し；
- 「EFTA 監視機構」とは、EEA 協定の中で参照される監視機関を意味する。

第1款 一般裁判所の組織

第1章 一般裁判所の所長及び構成員

第2条

1. 一般裁判所の全ての構成員は、原則として、判事の権能を遂行する。
以下、一般裁判所の構成員を「判事」として示す。
2. 所長を除き、全ての判事は、第17条ないし第19条に定める状況において、特定の事件における独立弁論官の権能を遂行する。
この規則における独立弁論官への参照は、判事が独立弁論官として指名された場合のみに適用される。

第3条

判事の任期は、彼の任命書で定める日付で開始する。日付に関する条項が存在しない場合、その任期は、その任命書の日付で開始となる。

第4条

1. 彼の職務を行う前に、判事は、司法裁判所において、以下の宣誓を行う：
「私は、公平に、かつ、良心に従って、私の職務を遂行することを誓う；私は、裁判所の評議の秘密を守ることを誓う」。

2. 宣誓の後、直ちに、判事は、彼が、在任中及び退任後にその職務から生ずる義務、とりわけ、彼らが退任した後における一定の就業または収入について節度及び慎みをもって行動すべき義務を尊重することを誓約する宣言書に署名する。

第5条

一般裁判所の判事が、必要な要件を満たしていないか否か、または、その職務から生ずる義務に適合していないか否かについて、司法裁判所に対し、一般裁判所との協議を経た後に、判断が求められる場合、一般裁判所の所長は、非公開の法廷において、かつ、記録官の立会なく、一般裁判所に対して弁解をさせるため、関係する判事を召喚する。

一般裁判所は、その意見の理由を示す。

彼が必要な要件を満たしていない、または、その職務から生ずる義務に適合していないとの結果を示す意見は、一般裁判所の判事の中の多数の票を得るものとしなければならない。この場合、投票の結果は、司法裁判所に対して通知される。

投票は無記名投票とする；関係する判事は、その評議に参加できない。

第6条

一般裁判所の所長及び小法廷総括者を除き、判事らは、平等に、彼らの職務上の席次による順位における位置づけとする。

それに基づいて均等な順位となる場合、その順位は、年齢によって決定される。

退任する判事が再任される場合、その判事は、彼らの前任期の席次を維持する。

第7条

1. 判事らは、TFEU 第 254 条に定める部分的な交代の後、直ちに、彼らの構成員中の 1 名を、一般裁判所の所長として、3 年の任期で選任する。

2. 一般裁判所の所長が通常の任期満了前に空席となる場合、一般裁判所は、その残任期について後任者を選任する。

3. 本条に定める選任は、無記名投票とする。裁判所を構成する判事の過半数の票を得た判事が選任される。過半数を得た判事がない場合、過半数に達するまで、投票が重ねられる。

第8条

一般裁判所の所長は、一般裁判所の司法業務及び司法行政を掌理する。彼は、全体法廷及び評議を主宰する。

一般裁判所の所長は、大法廷を主宰する。

一般裁判所の所長が3判事小法廷または5判事小法廷に配属されている場合、彼は、当該小法廷を主宰する。

第9条

一般裁判所の所長が不在もしくは執務できない場合、または、所長が空席の場合、所長の権能は、第6条に定める順位の順番に従い、小法廷の総括者によって行使される。

一般裁判所の所長及び小法廷の総括者が同時に不在もしくは執務できない場合、または、それらの者の職位が同時に空席の場合、所長の権能は、第6条に定める順位の順番に従い、他の判事のいずれかによって行使される。

第2章 小法廷の構成並びに予審判事及び独立弁論官の指名

第10条

1. 一般裁判所は、3判事小法廷及び5判事小法廷並びに13判事の大法廷を設け、どの判事をそれらに配属するかを定める。
2. 本条に従って行われる決定は、EU官報上で公示される。

第11条

1. 一般裁判所に係属する事件は、第10条に従い、3判事または5判事で構成される小法廷によって審理される。

事件は、第14条、第51条、第106条、第118条、第124条、第127条及び第129条に基づき、一般裁判所の全体法廷または大法廷によって審理され得る。

事件は、第14条及び第51条に定める要件に基づき彼に委任される場合、または、第124条、第127条第1項もしくは第129条第2項により彼に配点される場合には、単独判事によって審理され得る。

2. 小法廷に事件に係属する場合、この規則における「一般裁判所」との語は、その小法廷のことを指す。単独判事に事件が委任または配点される場合、この規則における「一般裁判所」との語は、その単独判事のことを指す。

第12条

1. 一般裁判所は、小法廷に事件を配点する基準を定める。
その決定は、EU官報上で公示される。

第13条

1. 訴訟手続を開始する申立書が提出された後、直ちに、一般裁判所の所長は、その事件をいずれかの小法廷に配点する。
2. 小法廷の総括者は、一般裁判所の所長に対し、その小法廷に配点された個々の事件に関し、予審判事として行動する判事の指名を提案する；一般裁判所の所長は、この提案に関して判断する。

第14条

1. 法律上の困難性または事件の重要性または特別の事情がそれを求める場合、事件は、全体法廷で開廷される一般裁判所、大法廷または異なる員数の判事で構成される小法廷に回付される。
2.
 - (1) 生ずる法律上または事実上の問題の困難性がないこと、それらの事件の重要性が限定的なものであること、及び、それ以外の特別の事情が存在しないことを考慮に入れた上で、それらの事件をそのように審理し、判断するのが適切であり、かつ、第51条に定める要件に基づき委任された場合、3判事で構成される小法廷に配点された以下の事件は、単独の判事として開廷する予審判事によって、これを審理し、判断することができる：
 - (a) TFEU第270条により提起された事件；
 - (b) TFEU第263条第4項、TFEU第265条第3項及びTFEU第268条により提起され、確立された判例法によって既に解決された問題のみを生じさせる事件、または、同じ救済が一連の事件の一部として求められており、かつ、その一部について既に終局裁判が行われた事件；
 - (c) TFEU第272条により提起された事件。
 - (2) 以下の場合には、単独判事に対して委任できない：
 - (a) 一般的な適用のある法令の合法性の問題を生じさせる事件；
 - (b) 以下の法令の実装に関する事件；
 - － 競争に関し、及び、集中の排除に関し、
 - － 国によって与えられた救助に関し、
 - － 取引を保護するための措置に関し、
 - － 同じ救済を求める一連の事件の一部として求められており、かつ、その一部について既に終局裁判が行われた事件を除き、農業市場における共通組織に関し；
 - (c) 第130条第1項に示す事件。
 - (3) 単独判事は、その委任を正当化する要件が充足されていないと彼が判断するときは、その事件を小法廷に戻す。

3. 第1項及び第2項に定める回付の決定または事件の委任は、第51条に定める要件に基づいて行われる。

第15条

1. 判事らは、第7条第3項により、彼らの中から3判事で構成される小法廷及び5判事で構成される小法廷の総括者を選任する。

2. 5判事小法廷の総括者は、3年の任期で選任される。この任期は、1度だけ更新され得る。

5判事小法廷の総括者の選任は、第7条第1項に定める一般裁判所の所長の選任後、直ちに行われる。

3. 3判事小法廷の総括者は、定められた任期で選任される。

4. 小法廷の総括者が通常任期満了前に空席となる場合、その残任期のための小法廷の総括者として、後任者が選任される。

5. 選任の結果は、EU官報上で公示される。

第16条

小法廷に係属する事件において、所長の権限は、小法廷の総括者によって行使される。

単独判事に委任または配点された事件において、第105条及び第106条に示す例外の場合を除き、所長の権限は、その判事によって行使される。

第17条

一般裁判所の全体法廷が開かれる場合、一般裁判所の所長によって指名される1名の独立弁論官によって補佐される。

第18条

大法廷は、法律上の困難性または事実の複雑性がそれを必要とすると大法廷が判断する場合、1名の独立弁論官によって補佐され得る。

第19条

個別の事件における独立弁論官の指名の決定は、その事件に係属する小法廷の求めにより、全体法廷として開廷される一般裁判所によって行われる。

第3章 登録所

第1節 記録官

第20条

1. 一般裁判所は、記録官を任命する。

任命を行うために定められる日の2週間前、一般裁判所の所長は、判事らに対し、その職位を求めて提出された応募について通知する。

2. その応募書は、候補者の年齢、国籍、学位、言語の知識、現在及び過去の職業、並びに、該当するときは、司法の分野及び国際的な分野における経験を完全に記載した履歴書を添付するものとする。

3. 任命は、第7条第3項に定める手続によって行われる。

4. 記録官は、6年の任期で任命される。彼は、再任され得る。

5. 彼の職務を行う前に、記録官は、第4条に従い、一般裁判所において、宣誓を行う。

6. 記録官は、必要な要件を満たしていない場合、または、その職務から生ずる義務に適合していない場合においてのみ、解任され得る；一般裁判所は、記録官に対して弁解の機会を与えた後、その決定を行う。

7. その任期が通常終了する日の前に記録官が空席となる場合、一般裁判所は、6年の任期で新たな記録官を任命する。

第21条

一般裁判所は、記録官に関して定める手続により、記録官を補佐し、かつ、第23条に示す記録官に対する指示書が許容する範囲内で彼の職務を行うための1または複数の副記録官を任命することができる。

第22条

記録官が不在もしくは執務できず、及び、それが必要な場合、副記録官が不在もしくは執務できない場合、または、彼らの職位が空席である場合、一般裁判所の所長は、記録官の職務を行わせるため、官吏または公務員を指名する。

第23条

一般裁判所の所長の提案に基づいて審議する一般裁判所により、記録官に対する指示書が採択される。

第24条

1. それらが提出された順に全ての主張書面及び関係書類が入られる登録簿は、記録官の管理の下で、登録所内に保管されなければならない。
2. 文書が登録されたときは、記録官は、その原本の上に、原本であることの認証を付記し、また、当事者から求めがあるときは、その目的のために提出された副本の上に、その旨の付記をする。
3. 前項に定める登録簿の中の記載及び付記は、正式のものである。
4. 登録簿を保管するための規則は、第23条に示す記録官に対する指示書によって定められる。
5. 利害関係をもつ者は、登録所で登録簿を調査することができ、かつ、記録官の提案に基づき裁判所によって定められる額の手数料を支払って、その謄写物または抜粋を得ることができる。

事件の当事者は、適切な手数料を支払って、主張書面の謄写物並びに命令及び判決の認証された正本を得ることができる。

6. 訴訟手続を開始する申立書の登録の日付、当事者の名前及び住所、訴訟手続の対象、申立人が求める裁判の構成及び法律上の主張の要旨、主要な関連主張の要旨を示す告示は、EU官報上で公示される。
7. 理事会または欧州委員会が事件の当事者ではない場合、一般裁判所は、それらの機関に対し、TFEU第277条に基づいて主張されるその法令のいずれかが適用不可能なものであるか否かを評価することができるようにするため、それらの添付書類を除き、申立書の複製物及び答弁書の複製物を送付する。同様に、TFEU第277条に基づいて主張される欧州議会及び理事会によって共同で採択された法令が適用不可能なものであるか否かを評価することができるようにするため、これらの文書の複製物は、欧州議会に対して送付される。

第25条

1. 記録官は、所長の権限の下において、この規則に定める文書の受理、送付及び保管並びに効果的な送達について職責を負う。
2. 記録官は、それらの公的な権能の遂行において、一般裁判所、所長及び判事を補佐する。

第26条

記録官は、封印を保管する。彼は、記録について職責を負い、一般裁判所の出版を担当する。

第27条

第5条及び第33条に従い、記録官は、一般裁判所の期日に在廷する。

第2節 その他の部署

第28条

所長、判事及び記録官を直接に補佐することを職務とする官吏及びそれ以外の公務員は、職員規則に従って任命される。彼らは、一般裁判所の所長の権限に基づき、記録官に対して職責を負う。

第29条

第28条に示す官吏及びそれ以外の公務員は、記録官の立会の下で、一般裁判所の所長の前で、司法裁判所手続規則の第20条第2項に定める宣誓を行う。

第30条

記録官は、一般裁判所の所長の権限に基づき、一般裁判所の司法行政及びその会計について職責を負う；彼は、その職務において、司法裁判所の部局から補佐を受ける。

第4章 一般裁判所の職務

第31条

1. 一般裁判所の開廷の日及び時間は、所長によって定められる。
2. 一般裁判所は、一般裁判所の所在地以外の場所に1または複数の開廷場所をもつことを選択することができる。

第32条

1. 判事が不在または執務できないことにより、偶数の判事が存在する場合、この規則の第6条の意味において最も席次の低い判事は、彼が予審判事でない限り、評議に参加することを控える。その場合、彼よりも1つだけ席次の高い判事は、評議に参加することを控える。

第17条による独立弁論官の指名の後、全体法廷を開廷する一般裁判所に偶数の判事が存在する場合、裁判所の所長は、弁論を行う前に、かつ、事前に一般裁判所によって定められ、EU官報上で公示される当番表に従い、その事件の判決に参加しない判事を指名する。

2. 全体法廷において一般裁判所が招集された後、定足数の9名の判事に達していないこ

とが判明した場合、一般裁判所の所長は、定足数に達するまで、開廷を延期する。

3. 3 判事小法廷または 5 判事小法廷において、判事の定足数に達しなかった場合、その小法廷の総括者は、一般裁判所の所長にそのことを連絡し、所長は、その小法廷を充足させるために別の判事を指名する。

大法廷の定足数は、9 名の判事である。判事の定足数に達しなかった場合、所長は、大法廷を充足させるために別の判事を指名する。

大法廷または 5 判事小法廷において、弁論期日を開く日の前に判事が不在もしくは在廷できなくなったという理由により、第 10 条第 1 項に定める判事の員数に達しない場合には、一般裁判所の所長は、定められた判事の員数を復元するために、当該小法廷を充足させる判事を指名する。

4. 3 判事小法廷または 5 判事小法廷において、当該小法廷に配属された判事の員数がそれぞれ 3 名または 5 名よりも多い場合、その小法廷の総括者は、どの判事に対して事件の判決に参加を求めかを決定する。

5. 事件の委任または配点を受けた単独判事が不在または在廷できない場合、一般裁判所の所長は、当該判事と交代する別の判事を指名する。

第 33 条

1. 一般裁判所は、非公開で評議する。

2. 弁論手続に在廷した判事のみが評議に参加することができる。

3. 評議に参加する全ての判事は、彼の意見及びその理由を述べる。

4. 評決が行われる前に、判事は、彼が選択する言語で質問を行い、かつ、他の判事と書面で連絡することを求めることができる。

5. 最終的な討議の後、判事の過半数によって達した結論は、一般裁判所の裁判を決定付ける。評決の投票は、第 6 条に定める手続の順位とは逆の順で行われる。

6. 実体判断、語法もしくは質問の順序、または、評決の解釈に関する見解の相違は、一般裁判所の決定によって解決される。

7. 一般裁判所の評議が裁判所それ自体の司法行政上の問題に関する場合、一般裁判所が別異に決定しない限り、記録官が在席する。

8. 記録官が出席することなく一般裁判所が開かれる場合、それが必要なときは、一般裁判所は、第 6 条の意味における最も席次の低い判事に対し、議事録の作成を命ずる。その議事録は、その判事及び所長によって署名される。

第 34 条

1. 一般裁判所の特別の決定に従い、その非開廷期間は、以下のとおりとする：

－ 12 月 18 日から 1 月 10 日まで、

－ 復活の祭日の前の日曜日からその後の 2 番目の日曜日まで、

－ 7 月 15 日から 9 月 15 日まで。

非開廷期間の間、所長の権能は、記録官と連絡をとって、所長自身により、または、小法廷の総括者により、もしくは、所長からその職務を行うことを求められた別の判事により、一般裁判所がその所在地をもつ場所で行使される。

2. 緊急の場合、所長は、非開廷期間中の判事を招集することができる。
3. 一般裁判所は、その所在地における公式の休日を尊重する。
4. 一般裁判所は、適切な条件の下で、判事に対し休暇を与えることができる。

第5章 用語

第35条

1. 事件の言語は、ブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシア語、ハンガリア語、アイルランド語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語またはスウェーデン語とする。
2. 以下の場合を除き、事件の言語は、申立人によって選択される：
 - (a) 被告が構成国である場合、または、構成国の国籍をもつ自然人もしくは法人である場合、事件の言語は、その国の公用語とする；当該の国が複数の公用語をもつ場合、申立人は、それらの中から選択することができる；
 - (b) 当事者からの共同の申立てがある場合、その訴訟手続の全部または一部のために、第1項に示す言語とは別の言語の使用が認められる；
 - (c) 当事者のいずれかからの申立てがある場合、相手方当事者及び独立弁論官から意見を聴取した後、副項(b)からの特例により、その訴訟手続の全部または一部のために、第1項に示す言語とは別の言語の使用が認められ得る；そのような申立ては、機関から申立てることができない。

上記の求めは、所長によって判断される；所長は、その申立てを一般裁判所に回付することができ、かつ、彼が当事者全員の合意がなしにその申立てを認めることを提案する場合、その申立てを一般裁判所に回付しなければならない。

3. 事件の言語は、当事者の書面または口頭による主張及び関係書類の中において用いられ、並びに、一般裁判所の調書及び裁判書の中においても用いられる。

別の言語で表現された関係書類には、事件の言語による翻訳物を添付しなければならない。

長文の文書については、翻訳物は、抜粋にとどめることができる。しかしながら、一般裁判所は、いつでも、職権により、または、当事者からの要請により、完全な翻訳物または全文の翻訳物を要求することができる。

上記の各条項に拘らず、構成国は、一般裁判所に係属中の事件に訴訟参加する場合、その構成国の公用語を使用する権利がある。この条項は、書面の文書及び口頭の陳述の両者に適用される。記録官は、いずれの場合においても、そのような書面または陳述が事件の言語に翻訳されるようにする。

構成国以外の国であつて、EEA 協定の加盟国であり、かつ、EFTA 監視機関の加盟国でもある国は、一般裁判所に係属中の事件に訴訟参加する場合、事件の言語以外の第1項に示す言語の中のいずれかの言語を使用することが認められ得る。この条項は、書面の文書及び口頭の陳述の両者に適用される。記録官は、いずれの場合においても、そのような書面または陳述が事件の言語に翻訳されるようにする。

4. 証人または鑑定人が、第1項に示す言語のいずれによつても彼自身を十分に表現できないと述べる場合、一般裁判所は、彼に対し、別の言語で彼の陳述を与えることを認めることができる。記録官は、事件の言語に翻訳されるよう準備する。

5. 所長が弁論手続を行う際、予審判事が彼の予審報告書の中で及び弁論手続のために彼の報告する際、判事及び独立弁論官が質問する際、独立弁論官がその意見書を陳述する際、事件の言語以外の第1項に示す言語のいずれかを使用することができる。記録官は、事件の言語に翻訳されるよう準備する。

第36条

1. 記録官は、判事、独立弁論官または当事者の求めにより、一般裁判所に係属中の訴訟手続の過程において述べられた事柄または書面に書かれている事柄について、第35条第1項に示す言語の中から選択された言語に翻訳されるよう準備をする。

2. 裁判所の刊行物は、理事会規則第1号の第1条に示す諸言語により、発行される。

第37条

事件の言語によつて作成され、または、第35条により一般裁判所によつて認められる別の言語によつて作成された文書の文は、正式のものである。

第6章 代理人、補佐人及び弁護士の権利及び義務

第38条

1. 一般裁判所に出廷した、または、一般裁判所が発した囑託書の宛先である司法機関に出廷した代理人、補佐人及び弁護士は、その事件または当事者に関し、それらの機関に口頭または書面で述べた言葉に関して、免除の利益を享受する。

2. 代理人、補佐人及び弁護士は、以下の別の特権及び施設の利益を享受する：

(a) 訴訟手続と関連する書面及び文書は、搜索及び押収の両方を免れる；紛議があるときは、税関当局または警察は、それらの書面及び文書に封を施す；そして、それらの機関は、記録官及び関係する当事者の立会の下で検査するために、直ちに、それを一般裁判所に送付する；

(b) 代理人、補佐人及び弁護士は、彼らの責務を遂行するために必要となるかもしれないような外貨割当の権利をもつ；

(c) 代理人、補佐人及び弁護士は、その責務を果たす際、支障なく旅行をする権利をもつ。

第39条

第38条に定める特権、免除及び施設の利益を得るために、それらの権利をもつ者は、以下のとおり、彼らの地位の証明を行う：

- (a) 代理人は、行為する者宛てに当事者から発された委任状を提示し、記録官に対し、遅滞なく、その副本を送付する；
- (b) 補佐人及び弁護士は、記録官により署名された証明書を提示する。この証明書の有効性は、指定された期間内に限定され、その訴訟手続の期間により、延長または短縮され得る。

第40条

第38条に定める特権、免除及び施設は、訴訟手続の適正な遂行の利益のためにのみ与えられる。

一般裁判所は、訴訟手続の適正な遂行がその放棄によって阻害されることはないと判断するときは、免除を放棄することができる。

第41条

1. 補佐人もしくは弁護士の一般裁判所、判事もしくは記録官に向けられた行動が一般裁判所の尊厳もしくは司法の適正な遂行の要請と適合しないと一般裁判所が判断する場合、または、その補佐人もしくは弁護士が彼らに与えられた権利以外の目的のために彼の権利を行使していると一般裁判所が判断する場合、一般裁判所は、関係者に対して連絡する。一般裁判所は、関係者が釈明義務を負う職務権限を有する機関に対して連絡をすることができる；当該機関に対して送付される書簡の副本が関係者に対して送付される。

同じ理由に基づき、一般裁判所は、いつでも、関係者から意見を聴取した後、命令により、それらの者をその訴訟手続から排除する裁判をすることができる。この命令は、直ちに効力を発生させる。

2. 補佐人または弁護士がその訴訟手続から排除される場合、関係する当事者が別の補佐人または弁護士を任命できようにするために所長が定める期間内、その訴訟手続は停止となる。

3. 本条に基づく決定は、これを取消することができる。

第42条

本章の条項は、規程第19条に従い、裁判所における弁論権をもつ大学の教員に対して適用される。

第2款 訴訟手続

第1章 書面審理手続

第43条

1. 全ての主張書面の原本は、当事者の代理人または弁護士によって署名されなければならない。

原本で参照される全ての別紙が添付された原本は、一般裁判所のための5通の副本及びその訴訟手続の他の全ての当事者のための副本と共に、提出される。副本は、それらを提出する当事者によって認証される。

2. 機関は、それに加え、一般裁判所によって定められる期限内に、理事会規則第1号の第1条に定める別の言語への全ての主張書面の翻訳物を提出する。第1項の第2副項は、本条に適用される。

3. 全ての主張書面には、日付が付される。訴訟手続上の段階を踏むための期間計算においては、登録所への提出の日付のみが考慮に入れられる。

4. 全ての主張書面について、その主張書面と関連して根拠とする文書を含めるファイルが、それらの文書を列挙する一覧表と共に、添付される。

5. 文書の長さを考慮し、その文書の抜粋のみが主張書面に添付される場合、文書の全文またはその文書の完全な複製物が登録所に提出される。

6. 第1項ないし第5項の条項を妨げることなく、第4項に示す文書の一覧表を含め、主張書面の署名のある原本の副本が、テレファクスまたはそれ以外の一般裁判所に利用可能な技術的通信手段によって登録所で受信された日付は、第1項第2副項に示す別紙及び副本を伴う主張書面の署名のある原本が遅くともその後10日以内に登録所に提出される限り、訴訟手続上の段階を踏むための期限を遵守する目的のための提出の日付とみなされる。この10日の期間に対しては、第102条第2項は、適用されない。

7. 第1項第1副項または第2項ないし第5項を妨げることなく、一般裁判所は、決定により、当該文書の原本とみなされる電子的な手段による登録所への手続文書の送付のための基準を定めることができる。その決定は、EU官報上で公示される。

第44条

1. 規程第21条に示す種類の申立書には、以下の事項を記載する：

- (a) 申立人の名前及び住所；
- (b) 申立てが行われる相手方当事者を指す記述；
- (c) 訴訟手続の対象、申立人が基礎とする法律上の主張の要旨；
- (d) 申立人が求める裁判の構成；
- (e) それが適切なときは、提出または提供される証拠。

2. 訴訟手続の目的のために、申立書には、一般裁判所の所在地における送達のための住

所、送達を受ける権限をもち、かつ、送達を受ける意思を表示した者の名前を示す。

第1副項に示す送達のための住所に加え、または、これに代えて、申立書には、テレファクスまたはそれ以外の技術的通信手段によって彼に対して送達の効果が発生することに弁護士または代理人が同意していることを記載することができる。

申立書が第1副項及び第2副項に示す要件を遵守しない場合、その瑕疵が治癒されない限り、当該当事者の代理人または弁護士宛ての書留郵便によって、訴訟手続の目的のための関係当事者に対する全ての送達が効力を発生させる。そして、第100条からの特例により、送達は、一般裁判所の所在地にある郵便局にその書留郵便が投函されることによって、適正に効力を発生させたものとみなされる。

3. 当事者のために行動する弁護士は、構成国の裁判所またはEEA協定の加盟国である非構成国の裁判所において実務に携わることを認める証明書を、登録所に提出する。

4. それが適切なときは、申立書には、規程第21条第2項に定める文書を添付する。

5. 私法によって規律される法人によって作成される申立書には、以下の文書を添付する：

- (a) 当該法人を設立もしくは規律する法律文書、または、会社、企業もしくは団体の登録簿の直近の抄本、または、これらの文書以外の、その法人の法的存在を示す証明文書；
- (b) 申立人の弁護士に与えられる権限が、その目的のための権限をもつ誰かによって適正に与えられたことを示す証明書。

5a. 欧州連合またはその代理によって締結され、公法または私法によって規律される契約中の仲裁条項によりTFEU第272条に基づいて送付される申立書には、当該条項を含むその契約書の複製物を添付する。

6. 申立書が、本条の第3項ないし第5項に定める要件を遵守するものではない場合、記録官は、申立書それ自体を補正すること、または、上述の文書を提出することのいずれかの方法により、申立人がそれらの要件を遵守すべき合理的な期限を指定する。申立人が、指定された期限内に申立書を補正せず、または、求められた文書を提出しないときは、一般裁判所は、これらの要件の違背により、その申立書が方式上許容できないものとされるか否かを判断する。

第45条

申立書は、被告に対して送達される。第44条第6項が適用される事件においては、申立書が補正された時点、または、同条に定める方式上の要件を遵守していなくても申立書が許容されることを一般裁判所が宣言した時点で、直ちに、その送達の効力を発生させる。

第46条

1. 彼が申立書の送達を受けてから2か月以内に、被告は、以下の事項を記述した答弁書を提出する：

- (a) 被告の名前及び住所；
- (b) 事実上の主張及び依拠する法的見解；

- (c) 被告が求める裁判の構成；
- (d) 彼から提出または提供される証拠の性質。

第44条第2項ないし第5項は、答弁書に適用される。

2. 欧州連合とその公務員との間の訴訟手続においては、その答弁書は、不服申立書提出の日付及び決定通知の日付共に付された官吏の職員規則第90条第2項の意味における不服申立書及びその不服申立てを却下する決定書を添付する。
3. 本条第1項に定める期限は、例外的な状況の下において、被告からの理由を付した申立てに基づき、所長によって延長され得る。

第47条

1. 訴訟手続を開始する申立書及び答弁書は、一般裁判所が、独立弁論官の意見を聴取した後、裁判所に提出された文書が審理の過程において当事者が彼らの主張及び見解を尽くすことができるようにするために十分に包括的なものであるとの理由により、2回目の主張交換を必要としないと判断しない限り、申立人からの再主張書及び被告からの再答弁書によって補充され得る。ただし、その決定の通知後2週間以内に、申立人がそれを有効とすることを求める理由を付した申立書を提出する場合、一般裁判所は、当事者に対し、その文書の補充を認めることができる。
2. 所長は、これらの主張書面が提出されるべき期限を指定する。

第48条

1. 再主張書または再答弁書の中で、当事者は、別の証拠を提示することができる。ただし、当事者は、その証拠の提出遅延の理由を示さなければならない。
2. その訴訟手続の過程において明るみに出た法律上の事項または事実上の事項に基づくものでない限り、新たな法律上の主張を訴訟手続の中に入れることができない。

その訴訟手続の中でそのように基礎づけられる新たな法律上の主張を一方当事者が述べる場合、所長は、通常の訴訟手続上の期限経過後であっても、予審判事の提案に基づき、かつ、独立弁論官の意見を聴取した後、その主張に対して他方当事者が答弁することのできる機会を認めることができる。

主張の許容性に関する判断は、終局判決まで保留される。

第49条

訴訟手続のいかなる段階においても、一般裁判所は、独立弁論官の意見を聴取した後、第64条及び第65条に示す手続整理措置もしくは証拠調べ措置を決定し、または、従前の証拠調べを再試または拡大することを命ずることができる。

第50条

1. 所長は、当事者及び独立弁論官の意見を聴取した後、同じ訴訟手続の対象と関係する複数の事件について、それらの事件の関係を考慮に入れた上で、書面審理手続もしくは弁論手続または終局判決の目的のために、いつでも、これらを併合することができる。併合された事件は、その後、これを分離することができる。所長は、これらの事柄を一般裁判所に回付することができる。
2. 訴訟参加人を含め、併合された事件の全ての当事者の代理人、補佐人または弁護士は、登録所において、他の事件と関係する当事者に送達された答弁書を調査することができる。ただし、所長は、当事者の申立てにより、第67条第3項を妨げることなく、秘密文書または機密文書をそれらの調査対象から除外することができる。

第51条

1. 第14条第1項に定める事件において、かつ、その訴訟手続におけるいかなる段階においても、その事件を審理する小法廷または一般裁判所の所長は、職権により、または、当事者のいずれかからの申立てにより、全体法廷で開廷する一般裁判所に対し、その事件を、全体法廷で開廷する一般裁判所に回付すること、大法廷に回付すること、または、異なる員数の判事で構成される小法廷に回付することを提案することができる。より多くの員数の判事で構成される裁判体に事件を回付する決定は、全体法廷で開廷する一般裁判所によって、独立弁論官の意見を聴取した後、行われる。

その訴訟手続の当事者である構成国または欧州連合の機関がそのように求める場合、その事件は、少なくとも5名の判事で構成される小法廷によって判断される。

2. 第14条第2項に定める状況において、事件を単独判事に委任する決定は、当事者の意見を聴取した後、その事件が係属している3名の判事で構成される小法廷により、全員一致により、行われる。

事件が単独判事によって審理されることに反対する訴訟手続の当事者が構成国または欧州連合の機関である場合、その事件は、予審判事が配属されている小法廷に係属したままとされ、または、そのような小法廷に回付される。

第52条

1. 第49条を妨げることなく、所長は、
 - (a) 併合が申立てられた後、または、
 - (b) 第47条第2項に従って指定された期限内に、いかなる再主張書または再答弁書も提出されない場合、もしくは、
 - (c) 関係する当事者が再主張書または再答弁書を提出する彼の権利を放棄した場合、もしくは、
 - (d) 一般裁判所が、第47条第1項に従い、再主張書または再答弁書によって申立書及び

答弁を補充する必要がないと決定した場合、もしくは、
(e) 一般裁判所が、第76条aの第1項に従い、簡易訴訟手続に基づいて審理することが適切であると決定した場合、

予審判事が一般裁判所に対して予審報告書を提出する日を指定する。

2. 予審報告書は、手続整理措置、証拠調べ措置が開始されるべきか否か、または、その事件が、全体法廷で開廷される一般裁判所に対して回付され、大法廷に対して回付され、または、異なる員数の判事によって構成される小法廷に対して回付されるべきか否かに関する一定の提案を含める。

一般裁判所は、独立弁論官の意見を聴取した後、予審判事の提案に従い、何を行うべきかを決定する。

第53条

一般裁判所が、手続整理措置を実施することなく、または、予審による証拠調べを命ずることなく、弁論手続を開くことを決定する場合、一般裁判所の所長は、弁論を開く期日を指定する。

第54条

弁論手続の段階において準備される手続整理措置及び証拠調べ措置を妨げることなく、書面審理手続の間に、手続整理措置及び証拠調べ措置が設けられ、かつ、完了している場合、所長は、弁論手続を開く期日を指定する。

第2章 弁論手続

第55条

1. 一般裁判所は、その事件に関する予審による証拠調べが完了した順に、一般裁判所に係属中の事件を取り扱う。複数の事件において予審による証拠調べが同時に完了する場合、それらが取扱われる順番は、それぞれの事件を開始する申立書が登録簿に入れられた日付によって決定される。

2. 所長は、特別の状況下において、ある事件に対して他の事件よりも優先性を与えることができる。

所長は、特別の状況下において、当事者及び独立弁論官の意見を聴取した後、職権により、または、当事者のいずれかからの求めにより、事件の取扱いを後日に延期することができる。当事者からの共同の申立てにより、所長は、事件が延期されることを命ずることができる。

第56条

訴訟手続は、審理の適正な実施について職責を負う所長によって開かれ、主宰される。

第57条

インカメラで審理される事件の弁論手続は、公行されない。

第58条

所長は、弁論期日の過程において、当事者の代理人、補佐人または弁護士に対し、質問をすることができる。

他の判事及び独立弁論官も同様にすることができる。

第59条

当事者は、彼の代理人、補佐人または弁護士を介してのみ、一般裁判所に対して発言することができる。

第60条

事件において独立弁論官が指名されなかった場合、所長は、弁論期日の最後に、弁論手続を終了することを宣言する。

第61条

1. 独立弁論官が、書面により、彼の意見書を陳述する場合、彼は、その意見書を登録所に提出し、登録所は、そのことを当事者に連絡する。
2. 口頭により、または、書面により、独立弁論官の意見書が陳述された後、所長は、弁論手続を終了することを宣言する。

第62条

一般裁判所は、独立弁論官の意見を聴取した後、弁論手続の再開を命ずることができる。

第63条

1. 記録官は、全ての弁論期日の調書を作成する。この調書には、所長及び記録官が署名し、それは、正式な記録の一部となる。

2. 当事者は、登録所においてその調書を調査し、各自の負担でその謄写物を得ることができる。

第3章 手続整理措置及び証拠調べ措置

第1節 手続整理措置

第64条

1. 手続整理措置の目的は、可能な最良の状態の下で審理が準備され、訴訟手続が行われ、そして、紛争が解決されることを確保することにある。その措置は、独立弁論官の意見を聴取した後、一般裁判所によって指定される。

2. 手続整理措置は、とりわけ、以下の目的をもつ：

- (a) 書面審理手続及び弁論手続の効率的な実施を確保すること、及び、証拠の収集を促進すること；
- (b) 当事者が更に主張を尽くさなければならない争点または証拠調べを要する争点を確定すること；
- (c) 当事者が求める裁判の構成、当事者の法律上の主張及び法的見解、並びに、当事者間の争点を明確なものとすること；
- (d) 訴訟手続の和解による解決を促すこと。

3. 手続整理措置は、とりわけ、以下によって構成される：

- (a) 当事者に対して質問すること；
- (b) 書面により、または、口頭により、訴訟手続の一定の側面に関して主張するよう当事者に促すこと；
- (c) 当事者または第三者に対して情報または詳細な説明の提供を求めること；
- (d) 事件と関連する文書または書面の提出を求めること；
- (e) 当事者の代理人または当事者本人を会合に招集すること。

4. 各当事者は、訴訟手続のいかなる段階においても、手続整理措置の採用または変更を提案することができる。その場合、他の当事者は、その措置が指定される前に、意見を聴取される。

訴訟手続の状況がそのように求める場合、記録官は、当事者に対し、一般裁判所によって予定されている措置を通知し、かつ、当事者に対し、口頭により、または、書面により、その意見を提出する機会を与える。

5. 全体法廷で開廷する一般裁判所または大法廷としての一般裁判所が手続整理措置を決定し、かつ、裁判所自体ではその措置を開始しない場合、その一般裁判所は、その事件が最初に配点された小法廷または予審判事に対し、そのようにする職務を委任する。

小法廷が手続整理措置を決定し、かつ、小法廷自体ではその措置を開始しない場合、その小法廷は、予審判事に対し、その職務を委任する。

独立弁論官は、その手続整理措置に参加する。

第2節 証拠調べ措置

第65条

規程第24条及び第25条を妨げることなく、以下の証拠調べ措置を採用することができる：

- (a) 当事者本人の出頭；
- (b) 情報提供及び文書提出の要請；
- (c) 口頭による証言；
- (d) 鑑定書の委嘱；
- (e) 当の場所または物の検証。

第66条

1. 一般裁判所は、独立弁論官から意見を聴取した後、証明されるべき事実を定める命令の措置により、一般裁判所が適切であると判断する証拠調べの措置を指定する。一般裁判所が第65条(c)、(d)及び(e)に示す証拠調べ措置を決定する前に、当事者は、意見を聴取される。

その命令書は、当事者に送達される。

2. 反駁として証拠を送付することができ、かつ、従前の証拠を補強することができる。

第67条

1. 全体法廷で開廷する一般裁判所または大法廷としての一般裁判所が予審による証拠調べを決定し、かつ、裁判所自体ではその証拠調べを開始しない場合、その一般裁判所は、その事件が最初に配点された小法廷または予審判事に対し、そのようにする職務を委任する。

小法廷が予審による証拠調べを決定し、かつ、小法廷自体ではその証拠調べを開始しない場合、その小法廷は、予審判事に対し、その職務を囑託する。

独立弁論官は、その証拠調べ措置に参加する。

2. 当事者は、その証拠調べ措置に立会することができる。

3. 第116条第2項及び第6項の条項に従い、一般裁判所は、それらの文書について、当事者の弁護士または代理人に対してのみ利用できるようにされたかどうか、及び、そのことに関して彼らの見解を表明する機会が与えられたかどうかを考慮に入れる。

1 または複数の当事者との関係において裁判所が事件について判断するために適切であり得る文書の秘密性を確認する必要がある場合、その文書は、その確認の段階においては、当事者に対して送付されない。

アクセス拒否と関連する訴訟手続において、機関からアクセスを拒否された文書が裁判所に対して提出された場合、その文書は、他の当事者に対して送付されない。

第3節 証人及び鑑定人の召喚及び証拠調べ

第68条

1. 一般裁判所は、職権により、または、当事者の申立てにより、かつ、独立弁論官及び当事者の意見を聴取した後、一定の事実が証人によって証明されることを命ずることができる。その命令は、証明されるべき事実を定める。

一般裁判所は、職権により、または、当事者の申立てにより、または、独立弁論官の要請により、証人を召喚することができる。

証人の取り調べを求める当事者の申立書は、どの事実について、及び、どの理由のために、その証人が調べられなければならないかを詳細に記述するものとする。

2. 証人は、以下の情報を含む命令書によって、召喚される：

(a) 証人の姓、名、摘要及び住所；

(b) 証人が取り調べられる事実に関する表示；

(c) それが適切なときは、証人にかかる費用の償還のために一般裁判所によって行われる手配の委細、並びに、承認が出頭しない場合に加えられる罰。

この命令書は、当事者及びその証人に対して送達される。

3. 一般裁判所は、一般裁判所の現金出納担当者からその税込みの費用を賄うために十分な額の前払いを条件として、当事者が申立てた取り調べのために証人の召喚を行うことができる；裁判所は、その支払額を定める。

一般裁判所の現金出納担当者は、職権で一般裁判所から召喚された証人の取り調べと関係して必要な資金を前払いする。

4. 証人の同一性が確認された後、所長は、彼に対し、本条の第5項及び第71条に定める方法で、彼の証言が真実であることを保証することを求められることを告げる。

証人は、当事者が立会の通知を与えられた一般裁判所に対して彼の証言を与える。証人が彼の主要な証言を与えた後、所長は、当事者からの求めにより、または、職権により、彼に対して質問をすることができる。

他の判事及び独立弁論官も同様にすることができる。

所長の訴訟指揮に従い、当事者の訴訟代理人から証人に対して質問をすることができる。

5. 彼の証言を与えた後、証人は、第71条の条項により、以下のとおりの宣誓をする：

「私は、真実を述べたこと、隠さずに全ての真実を述べたこと、そして、真実ではないことを述べなかったことを誓う」。

裁判所は、当事者から意見を聴取した後、証人が宣誓することを免除することができる。

6. 記録官は、各証人の証言が複製される調書を作成する。

その調書は、所長、または、その証人の取り調べを実施する職責を負う予審判事によって、並びに、記録官によって署名される。その署名が行われる前に、その証人は、調書の内容を確認し、その調書に署名する機会を与えられなければならない。

この調書は、正式の記録の一部となる。

第69条

1. 適正に召喚された証人は、その召喚に従い、かつ、その証人調べに出廷する。
2. 適正に召喚された証人が一般裁判所に出廷しなかった場合、一般裁判所は、彼に対し、5000 ユーロを超えない額の過料の制裁を加えることができ、また、証人の自己負担による証言に関し、更に召喚状を送達することを命ずることができる。

正当な理由なく証言もしくは宣誓を与えることを拒否した証人、または、それが適切なときは、宣誓と均等な誓約を行うことを拒否した証人に対し、同じ制裁を加えることができる。

3. その証人が一般裁判所に対して正当な理由を示した場合、彼に加えられた過料の制裁は、取消され得る。その額が彼の収入と比例しないことを彼が証明したときは、その証人の申立てにより、課された過料の制裁の額を減額することができる。
4. 本条に基づいて科される制裁及びその他の措置は、TFEU 第 280 条及び TFEU 第 299 条並びに TEAEC 第 164 条に従って執行される。

第70条

1. 一般裁判所は、鑑定書の提出を命ずることができる。鑑定人を選任する命令は、彼の職務を定め、彼が彼の鑑定書を送付すべき期限を指定する。
2. 鑑定人は、彼の職務を遂行するために必要となる全ての文書と共に、その命令書の副本を受領する。彼は、予審判事の監督に服する。予審判事は、鑑定人の調査の間、立会し、または、彼の職務の遂行の進捗状況について情報提供を受ける。

一般裁判所は、当事者双方またはいずれかの当事者に対し、鑑定書の費用のための担保の提供を求めることができる。

3. 鑑定人から求めがあるときは、一般裁判所は、証人の取り調べを命ずることができる。その取り調べは、第 68 条に従って行われる。
4. 鑑定人は、彼に対して明示で指示された点に関してのみ、彼の意見を与える。
5. 鑑定人が彼の鑑定書を提出した後、一般裁判所は、当事者が立会の通知を与えられて、その鑑定人を取り調べることを命ずることができる。

所長の訴訟指揮に従い、当事者の代理人から鑑定人に対して質問をすることができる。

6. 彼の鑑定を行った後、鑑定人は、第 71 条の条項により、一般裁判所において以下のとおりの宣誓をする：

「私は、誠実かつ公平に私の職務を行ったことを誓う」。

一般裁判所は、当事者から意見を聴取した後、鑑定人が宣誓することを免除することができる。

第71条

1. 所長は、証人または鑑定人として裁判所において宣誓することを求められる者に対し、真実を語ること、もしくは、彼の職務を良心に従って公平に行うことを指示し、または、事案によ

り、彼に対し、この義務に反する場合における彼の国内法に定める刑事責任について警告する。

2. 証人及び鑑定人は、第68条第5項第1副項及び第70条第6項第1副項に従い、または、彼らの国内法に定める方法で、宣誓を行う。

3. 司法手続において、宣誓と均等な誓約を行う機会、または、宣誓を行う代わりに誓約を行う機会を国内法が定めている場合、証人及び鑑定人は、その要件の下で、かつ、彼らの国内法に定める方式により、そのような誓約を行う。

彼らの国内法が宣誓及び誓約のいずれも定めていない場合、本条第1項に示す手続に服する。

第72条

1. 一般裁判所は、独立弁論官の意見を聴取した後、第71条の条項を考慮に入れた上で、証人または鑑定人の側の一般裁判所における宣誓違反の場合において、制裁の裁判管轄権をもつ裁判所のある構成国の司法裁判所規則補充規則別紙 III に示す職務権限を有する機関に対し、通告することを決定することができる。

2. 記録官は、一般裁判所の決定書を送付することに職責を負う。この決定書は、その通告が基礎とする事実及び事情を示す。

第73条

1. 彼が証人または鑑定人として行動するための資格のある者もしくは適切な者ではないとの理由またはその他の理由により、証言もしくは鑑定に対して当事者のいずれかが異議を申し立てた場合、または、証人もしくは鑑定人が証言を与えることを拒否し、もしくは、宣誓もしくは宣誓と均等な誓約を行うことを拒否する場合、その問題は、一般裁判所によって解決される。

2. 証言または鑑定に対する異議は、証人を召喚する命令書または鑑定人の選任書の送達後2週間以内に申立てられる；異議の申立ては、異議の理由を示し、かつ、提供される証拠の性質を示すものとしなければならない。

第74条

1. 証人及び鑑定人は、旅費及び滞在費の償還を受ける権利をもつ。一般裁判所の現金出納担当者は、これらの費用を彼らに対して前払いとすることができる。

2. 証人は、収入上の損失の弁償を受ける権利をもち、鑑定人はその業務遂行に対する報酬を受ける権利をもつ。一般裁判所の現金出納担当者は、それらの者がそれぞれの義務または職務を行った後、証人及び鑑定人に対し、その弁償金または報酬を支払う。

第75条

1. 一般裁判所は、当事者の申立てにより、または、職権により、証人または鑑定人の取り調べのための嘱託書を発することができる。
2. 嘱託書は、証人または鑑定人の姓、名、摘要及び住所を含めるものとし、かつ、証人または鑑定人が取り調べられる事実、当事者の名前、その代理人、弁護士または補佐人を示し、それらの者の送達場所の住所、並びに、その訴訟手続の対象の簡潔な記述を含む命令の方式によるものとする。

命令の通知書は、記録官によって、当事者に対して送達される。

3. 記録官は、その領土内において証人または鑑定人が取り調べられる構成国の、司法裁判所規則補充規則の別紙Iの中で指定されている職務権限を有する機関に対し、その命令書を送付する。必要があるときは、その命令書には、それが送付される構成国の公用語への翻訳物を添付する。

第1副項により指定された機関は、その構成国の国内法に従って職務権限を有する司法機関に対し、その命令書を転送する。

その職務権限を有する司法機関は、その構成国の国内法に従い、その嘱託書に有効性を与える。その実装の後、その職務権限を有する司法機関は、第1副項により指定された機関に対し、その嘱託書を具現する命令書、その実装によって生ずる文書、及び、費用に関する詳細な説明書を送付する。これらの文書は、記録官に対して送付される。

記録官は、それらの文書を事件の言語に翻訳することについて職責を負う。

4. 一般裁判所は、それが適切なときは、当事者に対してその支出額を支払わせる権利を妨げることなく、その嘱託書から生ずる支出を負担する。

第76条

1. 記録官は、全ての証拠調べ期日の調書を作成する。その調書は、所長及び記録官によって署名され、正式の記録の一部となる。
2. 当事者は、登録所においてその調書及び鑑定書を調査し、その費用負担によりその謄写物を得ることができる。

第3章 a 簡易訴訟手続

第76条 a

1. 一般裁判所は、申立人または被告の申立てにより、他の当事者及び独立弁論官の意見を聴取した後、その事件の特別の緊急性及び事情を考慮に入れ、簡易訴訟手続に基づいて審理することを決定することができる。

簡易訴訟手続に基づいてその事件が判断されることを求める申立ては、訴訟手続の開始を求める申立書または答弁書と同時に、別の文書を提出することによって行われる。

簡易訴訟手続を求める申立書は、とりわけ、その事件が簡易訴訟手続に基づいて判断される場合に考慮に入れられるべき簡略化された版の訴訟手続開始申立書並びに別紙の一覧及び別紙を同封することによって、その事件が簡易訴訟手続に基づいて判断される場合においてのみ、一定の法律上の主張及び見解、または、訴訟手続を開始する申立てもしくは応訴の一定の段階が生ずることを示すことができる。

第55条からの特例により、一般裁判所が簡易訴訟手続に基づいて審理することを決定した事件には、優先性が与えられる。

2. 第46条第1項からの特例により、本条第1項に従い、申立人が、その事件が簡易訴訟手続に基づいて判断されるべきであると申立てた場合、その答弁書の提出のために指定される期限は、1か月とする。一般裁判所がその申立てを認めないことを決定する場合、被告は、その提出をするために、または、事案により、その答弁書を補充するために、更に1か月の追加期間を与えられる。本副項に定める期限は、第46条第3項により、これを延長することができる。

簡易訴訟手続に基づき、第47条第1項並びに第116条第4項及び第5項に示す主張書面は、一般裁判所が、第64条に従って採用される手続整理措置により、そのように認める場合に限り、これを提出することができる。

3. 第48条を妨げることなく、当事者は、弁論手続の過程において、その主張を補充し、別の証拠を提出することができる。ただし、その当事者は、そのような別の証拠の提出遅延の理由を示さなければならない。

4. 簡易訴訟手続に基づいて審理する一般裁判所の決定は、当事者の主張書面の分量及び提出に関する条件、その後の訴訟手続の実施、または、法律上の主張もしくは見解に関する条件を定めることができ、それに基づいて、一般裁判所が裁判することが求められる。

当事者がこれらの条件のいずれかを遵守しない場合、簡易訴訟手続に基づく審理の決定は、取消され得る。その訴訟手続は、通常の訴訟手続に従って、続行される。

第4章 訴訟手続の停止及び一般裁判所による裁判管轄権の放棄

第77条

第123条第4項、第128条及び第129条第4項を妨げることなく、以下の場合、訴訟手続は、これを停止できる：

- (a) 規程第54条第3項に示す状況において；
- (b) 一般裁判所の裁判、実体上の問題の部分のみの判断をする裁判、もしくは、職務権限もしくは許容性の欠缺の主張に関する手続上の問題の判断をする裁判、または、訴訟参加の申立てを棄却する裁判を不服とする不服申立てが司法裁判所に提起される場合；
- (c) 当事者の共同の申立てにより；
- (d) その他の適正な司法行政がそのようにすることを求める特別の場合において。

第78条

訴訟手続を停止する決定は、所長の命令により、当事者及び独立弁論官の意見を聴取した後、行われる；所長は、その事柄を一般裁判所に回付することができる。訴訟手続を再開することを命ずる判断は、同じ訴訟手続に従って採択される。本条に示す命令書は、当事者に対して送達される。

第79条

1. 訴訟手続の停止は、その命令の中で指定された日、または、そのような指定がない場合には、当該命令が行われた日に効力を発生させる。

訴訟手続が停止となっている間、訴訟参加の申立てのための第115条第1項に定める期限の目的のための場合を除き、訴訟手続上の期限の目的のために、全ての当事者について、期間の進行が停止となる。

2. 停止の命令が停止期間の長さを定めない場合、その停止は、再開の命令の中で指定された日、または、そのような指定がない場合には、その再開の命令が行われた日に終了となる。

その再開の日から、期限の目的のために、新たに期間の進行を開始する。

第80条

規程第54条第3項に示す状況において、裁判管轄権を放棄する決定は、一般裁判所によって、当事者に送達される命令により、行われる。

第5章 判決

第81条

判決書には、以下の内容を含める：

- 一般裁判所の判決である旨の文言、
- 言渡しの日付、
- その判決に参加する所長及び判事の氏名、
- 指名されたときは、独立弁論官の氏名、
- 記録官の氏名、
- 当事者の表示、
- 当事者の代理人、補佐人及び弁護士の氏名、
- 当事者から求められた裁判の構成の記述、
- それが適切なときは、彼の意見書を陳述した独立弁論官の記述、
- 事実の要旨、

- － 判断の理由、
- － 判決の本文、訴訟費用に関する裁判を含む。

第82条

1. 判決は、公開の法廷で言渡される；当事者は、その言渡しを受けるための立会をするための通知を受ける。
2. 判決書の原本は、所長により署名され、評議に参加した判事により署名され、及び、記録官により署名され、封印を施され、登録所に収納される；当事者は、判決書の認証のある正本の送達を受ける。
3. 記録官は、その判決が言い渡された日付をその判決の原本上に記録する。

第83条

規程第60条第2項の条項に従い、判決は、その言渡しの日から拘束力をもつ。

第84条

1. 判決の解釈に関する条項を妨げることなく、一般裁判所は、職権により、または、判決の言渡し後2週間以内に行われた当事者の申立てにより、判決書中の事務的な誤り、違算及び明らかな誤記を訂正することができる。
2. 記録官から適正に通知を受けた当事者は、所長から指定された期限内に、意見書を提出することができる。
3. 一般裁判所は、非公開で、その判断を行う。
4. 更正命令書の原本は、訂正された判決書の原本に添付される。訂正される判決書の原本の余白に、この更正命令の付記が行われる。

第85条

一般裁判所が訴訟費用に関する裁判を与えることを脱漏した場合、当事者は、その判決の送達後1か月以内に、一般裁判所に対し、その判決の補充を申立てることができる。

その申立書は、相手方当事者に送達され、所長は、当該当事者が意見書を提出することができる期限を指定する。

この意見書が提出された後、一般裁判所は、その申立ての許容性及び実体の両者について判断する。

第86条

記録官は、一般裁判所に係属する事件の公示の手配をする。

第6章 訴訟費用

第87条

1. 訴訟費用に関する裁判は、訴訟手続を終了させる終局判決そのまたは命令の中で与えられる。

2. 勝訴当事者の主張書面の中でそれが申立てられていた場合、敗訴当事者は、訴訟費用の支払いを命じられる。

複数の敗訴当事者がある場合、一般裁判所は、その訴訟費用がどのように分担されるかを決定する。

3. 各当事者が、一部勝訴であり、かつ、一部敗訴の場合、または、例外的な状況の下にある場合、一般裁判所は、訴訟費用が分担されること、または、その当事者らが各自の訴訟費用を負担することを命ずることができる。

一般裁判所は、勝訴の場合であっても、当事者に対し、当該当事者が相手方当事者に対して不合理または濫用的にそれを負担させたと一般裁判所が判断する訴訟費用額の支払いを命ずることができる。

4. 訴訟手続に訴訟参加した構成国及び機関は、各自の訴訟費用を負担する。

構成国以外の国であって、EEA 協定の加盟国であり、かつ、EFTA 監視機関の加盟国でもある国は、その国がその訴訟手続に訴訟参加した場合、その国自身の訴訟費用を負担する。

一般裁判所は、前副項に示す訴訟参加人以外の訴訟参加人に対し、彼自身の訴訟費用の負担を命ずることができる。

5. 訴訟手続を取下げ、または、放棄した当事者は、その取下げに関する相手方当事者の意見書の中で求められていた場合、その訴訟費用の支払いを命じられる。ただし、訴訟手続の取下げまたは放棄をする当事者の申立てにより、相手方当事者の行動によって明らかに正当化される場合には、その訴訟費用は、相手方当事者の負担となる。

当事者が訴訟費用に関する合意を締結したときは、訴訟費用に関する裁判は、その合意に従う。

訴訟費用に関する申立てがない場合、当事者は、各自の訴訟費用を負担する。

6. 事件が判決に至らなかった場合、その訴訟費用は、一般裁判所の裁量による。

第88条

第87条第3項の第2副項を妨げることなく、欧州連合とその公務員との間の訴訟手続においては、機関は、機関自身の訴訟費用を負担する。

第89条

一般裁判所の判決または命令の執行において当事者にかかる必要な費用は、その執行

が行われる構成国において有効な範囲内で、相手方当事者によって償還される。

第90条

一般裁判所における訴訟手続は、以下の場合を除き、無料とする：

- (a) 当事者が一般裁判所に対して避けることのできる費用の負担を生じさせた場合、一般裁判所は、その当事者に対し、その費用の償還を命ずる；
- (b) 当事者の求めによって謄写または翻訳の業務が行われた場合、その費用は、記録官が過剰であると判断する限り、第24条第5項に示す料金額の範囲内で、当該当事者から支払われる。

第91条

前条を妨げることなく、以下のものは弁償され得る訴訟費用とみなされる：

- (a) 第74条に基づき証人または鑑定人に支払われ得る金額；
- (b) 訴訟手続の目的のために、当事者によって必要に負担された支出、とりわけ、代理人、補佐人または弁護士の旅費及び滞在費並びに報酬。

第92条

- 1. 弁償される訴訟費用に関する紛争がある場合、一般裁判所は、関係する当事者の申立てにより、かつ、相手方当事者の意見を聴取した後、命令を行う。この命令に対しては、不服申立てできない。
- 2. 当事者は、執行の目的のために、命令書の認証のある正本を求める申立てをすることができる。

第93条

- 1. 一般裁判所の現金出納担当者からの金額及び一般裁判所の債務者からの金額は、ユーロで支払われる。
- 2. 弁償される訴訟費用がユーロ以外の通貨で負担された場合、または、支払いが行われることに関する手立てがユーロを通貨としない国において講じられた場合、その通貨の換算は、支払日における欧州中央銀行の公式為替レートによるものとする。

第7章 訴訟救助

第94条

- 1. 正義への効果的なアクセスを確保するために、以下の規定に従い、一般裁判所に係属

する訴訟手続のために訴訟救助が与えられる。

訴訟救助は、一般裁判所に係属する訴訟事件における弁護士による法的支援及び訴訟代理に含まれる費用の全部または一部に対して適用される。

2. 経済状態のゆえに第1項に示す費用の全部または一部を支弁することのできない自然人は、訴訟救助の権利をもつ。

その経済状態は、収入、資産及び家族構成のような客観的な要素を考慮に入れて評価される。

3. 訴訟救助は、その申立てが行われた訴訟に関し、明らかに許容性がない場合、または、明らかに理由がない場合には、拒否される。

第95条

1. 訴訟救助の申立ては、その訴訟が提起される前または提起された後に行うことができる。

その申立ては、弁護士を介することを要しない。

2. 訴訟救助の申立書には、彼の財産状態を証明する職務権限を有する国内機関から発行される証明書のような、申立人の財産状態を評価できるようにする情報及び関係書類を添付しなければならない。

訴訟を提起する前にその申立を行う場合、その申立人は、予定している訴訟手続の対象、事件の事実関係及びその訴訟の根拠とする主張を簡潔に示さなければならない。申立書には、この点に関する関係書類を添付しなければならない。

3. 一般裁判所は、第150条に従い、訴訟救助を求める申立てをする際に書式の義務的な使用を定めることができる。

第96条

1. 訴訟救助を求める申立てに関するその判断を与える前に、一般裁判所は、提出された情報から、第94条第2項に定める要件が充足されなかったこと、または、第94条第3項に定める要件が充足されなかったことが既に明白でない限り、他の当事者に対し、その意見書を提出するよう勧誘する。

2. 訴訟救助を求める申立てに関する裁判は、命令の方法により、所長によって行われる。彼は、その事柄を一般裁判所に回付することができる。

訴訟救助を拒否する命令は、それが基礎とする理由を示す。

3. 訴訟救助を与える命令の中で、関係する者を代理するために、1名の弁護士が指名される。

その者が彼の弁護士の選択を指示しない場合、または、彼の選択を承認し難い場合には、司法裁判所規則補足規則の別紙IIの中に示されている関係構成国の職務権限を有する機関に対し、訴訟救助を認める命令書の複製物及び申立書の複製物を送付する。

申立人を代理することを指示された弁護士は、当該機関によって行われた示唆を考慮に入れた上で、指名される。

訴訟救助を認める命令は、関係する者を代理することを指示された弁護士に対して支払われるべき金額を定め、または、弁護士の費用支出及び報酬が原則として超過することのできない制限額を指定する。その命令は、彼の経済状態を考慮に入れ、第94条第1項に示す費用と関係して、その者によって行われるべき行為を定めることができる。

4. 訴訟救助を求める申立書が提出されると、当該申立てに関して判断する命令の通知の日まで、または、第3項第2副項に示す場合には、申立人を訴訟代理することを指示される弁護士を指名する命令の通知の日まで、訴訟の提起のために指示された期間の進行が停止する。

5. 訴訟救助が認められることを導いた事情が訴訟手続の経過の中で変化した場合、所長は、いつでも、職権により、または、申立てにより、関係する者から意見を聴取した後、その訴訟救助を取消することができる。彼は、その事柄を一般裁判所に回付することができる。

訴訟救助を取消す命令書には、理由の記述を含める。

6. 本条に基づいて行われる命令は、不服申立てできない。

第97条

1. 訴訟救助が認められる場合、所長は、関係する者の弁護士からの申立てにより、その弁護士に対して前払いにより支払われる額を決定する。

2. 訴訟手続を閉じる裁判により、訴訟救助を受ける者が彼自身の訴訟費用を負担しなければならない場合、所長は、不服申立てできない理由を付した命令により、一般裁判所の現金出納担当者から支払われる弁護士の費用及び報酬額を定める。彼は、この事柄を一般裁判所に回付することができる。

3. 訴訟手続を閉じる裁判において、一般裁判所が、訴訟救助を受けた者の訴訟費用を別の当事者が支払うことを命じた場合、当該別の当事者は、一般裁判所の現金出納担当者に対し、救助の前払いの額を償還することを求められる。異議申立ての場合、または、その当事者が記録官からのその金額を償還するようにとの要求に従わない場合、所長は、不服申立てできない理由を付した命令により、判断する。所長は、その事柄を一般裁判所に回付することができる。

4. 救助を受けた者が敗訴した場合、一般裁判所は、訴訟費用に関し、訴訟手続を閉じる裁判の中で、衡平がそのように求める場合、1もしくは複数の当事者が各自の費用を負担すること、または、それらの訴訟費用の全部または一部が訴訟救助により一般裁判所の現金出納担当者によって負担されるべきことを命ずることができる。

第8章 取下げ

第98条

一般裁判所がその裁判を与える前に、当事者が彼らの紛争の解決に至り、彼らの請求の放棄を一般裁判所に連絡したときは、所長は、その事件が登録簿から削除されることを命じ、

かつ、その事柄に関して当事者から行われた提案を考慮した上で、第87条第5項に従い、訴訟費用に関する裁判を与える。

この条項は、TFEU第263条及びTFEU第265条に基づく訴訟事件には適用されない。

第99条

申立人が、一般裁判所に対し、書面により、または、弁論期日において、訴訟手続を取り下げる意思を連絡したときは、所長は、その事件が登録簿から削除されることを命じ、かつ、第87条第5項に従い、訴訟費用に関する裁判を与える。

第9章 送達

第100条

1. ある者に対して文書が送達されることをこの規則が求める場合、記録官は、受領証の書式を付した文書の副本の書留郵便による郵送、または、受領者への副本の人間による配達の内いずれかにより、当該の者の送達のための住所地において送達の効力が生ずることを確保する。

記録官は、この規則の第43条第1項に従い、当事者自身が副本を供給する場合を除き、送達される文書の副本を準備し、その認証をする。

2. 第44条第2項の第2副項に従い、受領者が、テレファクスまたはそれ以外の技術的な通信手段によって彼について送達の効果を生ずることに同意する場合、一般裁判所の判決または命令を含め、全ての手続文書は、そのような手段による文書の副本の送信によって、これを送達することができる。

訴訟手続に参加しなかった構成国及び機関に対する規程第55条による判決及び命令の通知は、テレファクスまたはそれ以外の技術的な通信手段によって、それらに対して送達される。

技術的な理由により、または、文書の長さを考慮して、そのような送信が不可能または実施不能な場合、その文書は、受領者が送達のための住所を指定しなかったときは、本条の第1項に定める手続に従い、彼の住所地において送達される。受領者は、テレファクスまたはそれ以外の技術的な通信手段により、そのように連絡を受ける。そして、書簡が別の日に受領されたことが受領証によって証明される場合、または、テレファクスまたはそれ以外の技術的な通信手段による連絡を受けてから3週間以内に、受領者が、記録官に対し、送達されるべき文書が彼に届いていない旨を連絡する場合を除き、送達は、一般裁判所の所在地にある郵便局で書留郵便の書簡が投函された日の10日後に、その受領者について、書留郵便によって効力を発生させたものとみなされる。

3. 一般裁判所は、決定により、電子的な手段によって送達される手続文書のための基準を定めることができる。その決定は、EU官報上で公示される。

第10章 期間

第101条

1. 訴訟手続上の段階を進めるための諸条約、規程及びこの規則によって定められる期間は、以下のように計算される：
 - (a) 日、週、月または年で表現される期間が、出来事が発生した時または行為が行われた時から計算されるべき場合、当該出来事が発生した日または当該行為が行われた日は、当の期間の計算上では算入されない。
 - (b) 週、月または年によって表現される期間は、期間の起算点である発生した出来事または行われた行為の日と同じ曜日、または、同じ日に応答する最終週の日、最終月の日または最終年の日の終了により満了となる。月または年で表現される期間において、満了となる日とその最終月に存在しないときは、その期間は、当該月の最終日の終了により満了となる。
 - (c) 期間が月数及び日数によって表現される場合、最初に総月数を計算し、次に総日数を計算する。
 - (d) 期間は、公的な休日、土曜及び日曜を含める。
 - (e) 期間は、非開廷期間中においても進行を停止しない。
2. 期間が土曜、日曜及び公的休日以外の日に終了すべき場合、その期間は、その経過後の最初の業務日が終了するまで、延長される。

司法裁判所によって作成され、EU 官報上で公示される公的な休日の一覧表は、一般裁判所に適用される。

第102条

1. 機関によって採択された措置を不服とする訴訟手続を開始するために認められる期間がその措置の公示日から開始する場合、第101条第1項(a)の目的のために、その措置がEU官報上で公示された後の14日目の終了から計算される。
2. 上述の期間は、距離を考慮し、10日間の単一の日数により、延長される。

第103条

1. この規則に従って指定される期限は、それを指定した者によって、これを延長することができる。
2. 所長は、記録官に対し、この規則に従い、所長が指定する範囲内で、期間を指定または延長する目的のために署名する権限を委任することができる。

第3款 特別形態の訴訟手続

第1章 運用停止または執行停止及びその他の仮措置

第104条

1. TFEU 第 278 条及び TEAEC 第 157 条により行われる、機関により採択された措置の運用停止の申立ては、その申立人が一般裁判所に係属中の訴訟手続の中でその措置を争う場合においてのみ、許容される。

TFEU 第 279 条に示すその他の仮措置の採択を求める申立ては、基本当事者によって、一般裁判所に係属中の事件について、その事件と関係して行われる場合においてのみ、認められ得る。

2. 本条第 1 項に示す種類の申立書は、訴訟手続の対象、緊急性を生じさせている事情、並びに、仮措置の適用を求める勝訴の見込みのある事件 (*prima facie case*) であることを確立する事実上の主張及び法律上の主張を記述する。

3. 申立書は、別の文書により、かつ、この規則の第 43 条ないし第 44 条の条項に従って作成される。

第105条

1. 申立書は、相手方当事者に対して送達され、そして、一般裁判所の所長は、当該当事者が、書面により、または、口頭により、意見を提出することができる短い期限を指定する。

2. 所長は、予審による証拠調べを命ずることができる。

所長は、相手方当事者の意見書が送付される前であっても、その申立てを認めることができる。この判断は、いずれかの当事者の申立てがなくても、変更され、または、取消され得る。

第106条

所長が不在または執務できない場合、その目的のために第 10 条に従い一般裁判所によって採択される決定の中で指名される判事は、申立ての判断に際し、一般裁判所の所長と交代する。

第107条

1. その申立てに関する裁判は、理由を付した命令の方式とする。その命令書は、直ちに、当事者に対して送達される。

2. その命令の執行は、事情に照らしてその額及び性質が定められる担保の提供を条件として行うことができる。

3. その命令がその仮措置の失効の日を定めている場合を除き、その措置は、訴訟手続を

終了させる判決が言い渡される時に失効する。

4. この命令は、暫定的な効果のみをもち、かつ、事件の実体に関する一般裁判所の判断を妨げない。

第108条

当事者の申立てに基づき、その命令は、事情の変更を考慮に入れ、いつでも、変更され、または、取消され得る。

第109条

仮措置を求める申立ての却下は、当事者が新たな事実関係に基づいて別の申立てを行うことの障害とならない。

第110条

本章の条項は、TFEU第280条及びTFEU第299条またはTEAEC第164条によって提出された、一般裁判所の裁判の執行停止を求める申立て、または、理事会、欧州委員会もしくは欧州中央銀行によって採択された措置の執行停止を求める申立てに適用される。

申立てを認める命令は、それが適切なときは、仮措置が失効する日を定める。

第2章 先決問題

第111条

一般裁判所が事件を審理する裁判管轄権をもたないことが明らかである場合、または、その事件が、明らかに許容性のないものである場合、または、明らかに理由のないものである場合、一般裁判所は、独立弁論官の意見を聴取した後、理由を付した命令により、かつ、その訴訟手続の段階を更に進めることなく、その訴訟に関する判断を与える。

第112条

規程第54条第2項により訴訟を司法裁判所に移送する決定は、明らかに職務権限が欠けている事件においては、理由を付した命令により、かつ、その訴訟手続の段階を更に進めることなく、行われる。

第113条

一般裁判所は、いつでも、職権により、当事者の意見を聴取した後、事件について審理を

進める上での絶対的な障害事由が存在するか否かに関して判断することができ、または、その訴訟が目的を失うことになったこと、そして、その事件について審理する必要がなくなったことを宣言することができる；一般裁判所は、第114条第3項及び第4項に従って、その裁判を与える。

第114条

1. 許容性に関する判断、職務権限の欠如に関する判断、または、それ以外の、その事件の実体とは直接の関係のない先決的な主張に関する判断を一般裁判所に求める申立てをする当事者は、別の文書によって、その申立てを行う。

その申立書には、事実上の主張及び依拠する法律上の主張並びに申立人が求める裁判の構成を記載しなければならない；全ての関連文書が申立書に添付されなければならない。

2. 申立書が提出された後、直ちに、所長は、相手方当事者が、求める裁判の構成、依拠する事実上及び法律上の主張を含む文書を提出することができる期限を指定する。

3. 一般裁判所が別異に定めない限り、その訴訟手続の期日通知は、口頭のものとする。

4. 一般裁判所は、独立弁論官の意見を聴取した後、その申立てに関して判断し、または、その事件の実体に関する判決があるまで、その裁判を保留する。一般裁判所は、その事件が司法裁判所の裁判管轄権の範囲内にある場合、その事件を司法裁判所に移送する。一般裁判所がその申立てを却下する場合、または、その裁判を保留する場合、所長は、訴訟手続において、更に審理を進めるための新たな期限を指定する。

第3章 訴訟参加

第115条

1. 訴訟参加の申立書は、第24条第6項に示す告示の公示から6週間以内に、または、第53条に定める弁論手続を開く決定以前においては、第116条第6項に従い、提出されなければならない。

2. 申立書には、以下の事項を含める：

- (a) 事件の表示；
- (b) 当事者の記述；
- (c) 訴訟参加人の名前及び住所；
- (d) 一般裁判所の所在地における訴訟参加人の送達場所住所；
- (e) 訴訟参加人が訴訟参加の許可を求めるところにより支持する、1または複数の当事者によって求められる裁判の構成；
- (f) 規程第40条第2項または第3項によりその申立書が提出される場合、訴訟参加の権利を発生させる事情の記述。

第43条及び第44条が適用される。

3. 訴訟参加人は、規程第19条に従い、訴訟代理される。

第116条

1. 申立書は、当事者に対して送達される。

所長は、申立てに関して判断する前に、当事者に対し、書面により、または、口頭により、意見を提出する機会を与える。

所長は、命令により、その申立てについて判断し、または、その裁判を一般裁判所に回付する。その申立てを棄却するときは、その命令には、理由が付されなければならない。

2. 第115条第1項に示す6週間の期限内に行われた訴訟参加の申立てが認められる場合、その訴訟参加人は、当事者に対して送達された全ての文書の副本を受領する。ただし、所長は、当事者のいずれかからの申立てにより、秘密または機密の文書を除外することができる。

3. 訴訟参加人は、彼が訴訟参加した時点の訴訟状態のものとして事件を受け入れる。

4. 上記の第2項に示す事件においては、所長は、訴訟参加人が訴訟参加陳述書を提出することができる期限を指定する。

訴訟参加陳述書は、以下の事項を含める：

(a) 当事者のいずれかが求める裁判の構成の全部または一部を支持し、または、それを争う、訴訟参加者が求める裁判の構成の記述；

(b) 訴訟参加人による法律上の主張及び依拠する法的見解；

(c) それが適切なときは、提出される証拠の性質。

5. 訴訟参加陳述書が提出された後、所長は、それが必要なときは、その陳述書に対して当事者が答弁することができる期限を指定する。

6. 訴訟参加の申立てが第115条第1項に示す6週間の期限経過後に行われた場合、訴訟参加人は、彼に送付された予審報告書に基づき、弁論手続の間に彼の意見書を提出する。

第4章 裁判が破棄または差し戻された後に言い渡される一般裁判所の判決

第117条

司法裁判所が一般裁判所の判決または命令を破棄し、その事件を同裁判所に差し戻す場合、それを差し戻す判決によって、その事件が一般裁判所に係属する。

第118条

1. 小法廷の判決または命令を司法裁判所が破棄する場合、一般裁判所の所長は、同じ員数の判事で構成される別の小法廷にその事件を配点する。

2. 全体法廷で開廷される一般裁判所または大法廷によって行われた判決または命令を司法裁判所が破棄する場合、その事件は、その事件に応じて、同裁判所または同法廷に配点される。

- 2a. 単独判事によって行われた判決または命令を司法裁判所が破棄する場合、一般裁判所の所長は、当該判事が構成員となっていない3判事小法廷にその事件を配点する。
3. 本条第1項、第2項及び第2項aに定める事件においては、第13条第2項、第14条第1項及び第51条が適用される。

第119条

1. その事件を差し戻す判決の言渡しの時点において、一般裁判所における書面審理が完了している場合、その訴訟手続の過程は、以下のとおりとなる：
 - (a) 司法裁判所の判決の彼に対する送達の後2か月以内に、申立人は、書面による意見陳述書を提出する；
 - (b) その陳述書が彼に対して送付された後の月に、被告は、意見陳述書を提出することができる。被告が陳述書を提出することが認められる期間は、いかなる場合においても、司法裁判所の判決が彼に送達された時から2か月を下回らない。
 - (c) 申立人及び被告の陳述書が同時に訴訟参加人に対して送付された後の月に、訴訟参加人は、意見陳述書を提出することができる。訴訟参加人が陳述書を提出することが認められる期間は、いかなる場合においても、司法裁判所の判決が彼に送達された時から2か月を下回らない。
2. その事件を差し戻す判決の言渡しの時点において、一般裁判所における書面審理が完了している場合、一般裁判所によって採用される手続整理措置により、その訴訟手続が到達している手続段階で再開される。
3. 一般裁判所は、状況がそれを正当化する場合、補充的な意見陳述書の提出を認めることができる。

第120条

訴訟手続は、この規則の第2款の条項に従って行われる。

第121条

一般裁判所は、一般裁判所で行われた訴訟手続と関連する訴訟費用及び司法裁判所における控訴審の訴訟費用に関して裁判する。

第4章 a 裁判が職権再審及び差し戻された後に与えられる一般裁判所の裁判

第121条 a

司法裁判所が一般裁判所の判決または命令を職権再審し、その事件を同裁判所に差し戻す場合、それを差し戻す判決によって、その事件が一般裁判所に係属する。

第121条 b

1. 最初に小法廷で審理された事件を司法裁判所が一般裁判所に差し戻す場合、一般裁判所の所長は、同じ員数の判事で構成される別の小法廷にその事件を配点する。
2. 最初に全体法廷で開廷される一般裁判所または大法廷で審理された事件を司法裁判所が一般裁判所に差し戻す場合、その事件は、その事件に応じて、同裁判所または同法廷に配点される。
3. 本条第1項及び第2項に定める場合、第13条第2項、第14条第1項及び第51条第1項が適用される。

第121条 c

1. 司法裁判所の判決の送達後1か月以内に、一般裁判所に係属する訴訟手続の当事者は、その判決から訴訟手続の結果として示される結論に関し、彼らの意見書を提出することができる。この期限は、延長できない。
2. 一般裁判所は、手続整理措置により、一般裁判所に係属する訴訟手続の当事者に対し、陳述書の提出を勧誘することができ、また、弁論手続において当事者の主張を受けけることを決定することができる。

第121条 d

一般裁判所は、司法裁判所による一般裁判所の裁判の職権再審後に一般裁判所で行われた訴訟手続と関連する訴訟費用に関して裁判する。

第5章 欠席判決及び破棄の申立て

第122条

1. 訴訟手続を開始する申立書の適正な送達を受けた被告が、適正な方式で、かつ、指定された期限内に答弁しない場合、申立人は、一般裁判所に対し、欠席判決を求める申立てをすることができる。

欠席判決を求める申立書は、被告に対して送達される。一般裁判所は、その申立てに関し、弁論手続を開くことを決定することができる。

2. 欠席判決を与える前に、一般裁判所は、訴訟を開始する申立てが許容されるものであるか否か、適切な方式が遵守されたか否か、及び、その申立に理由があるように見えるか否かについて検討する。裁判所は、手続整理措置を命ずることができる。
3. 欠席判決は、執行力をもつ。ただし、一般裁判所は、その判決を破棄するために、一般裁判所が本条第4項に基づく申立てに関する裁判を与えるまで、執行停止を与えることができ、または、その判決の執行について、事情に照らして定められる額及び性質の担保提供を

執行の条件とすることができる；この担保は、そのような申立てが行われない場合、または、その申立てが却下となる場合には、解放される。

4. 欠席判決の破棄を求める申立てを行うことができる。

判決の破棄を求める申立書は、判決の送達の日から1か月以内に作成されなければならない。かつ、この規則の第43条及び第44条に定める方式により提出されなければならない。

5. 申立書が送達された後、所長は、他の当事者が意見書を提出することができる期限を指定する。

訴訟手続は、この規則の第2款に従って行われる。

6. 一般裁判所は、破棄され得ない判決によって裁判する。この判決書の原本は、その欠席判決書の原本に添付される。欠席判決書の原本の余白に、破棄の申立てに関する判決が付記される。

第6章 特別の破棄手続

第1節 第三者異議訴訟手続

第123条

1. この規則の第43条及び第44条は、第三者異議訴訟手続の開始を行う申立てに適用される。これに加え、その申立書は：

- (a) 効力を争う判決を示し；
- (b) 当該判決がどのようにその第三者の権利を妨げているかを記述し；
- (c) 一般裁判所に係属した元の事件においてその第三者が参加できなかった理由を示すものとする。

その申立ては、元の事件の全ての当事者を相手方として行われなければならない。

申立書は、EU官報上でその裁判が公示から2か月以内に提出されなければならない。

2. 裁判所は、その第三者からの申立てに基づき、その判決の執行停止を命ずることができる。第3款第1章の条項が適用される。

3. 効力を争われる判決は、その第三者の主張が認められる部分に関しては変更される。

第三者異議訴訟手続における判決書の原本は、効力を争う判決書の原本に添付される。効力を争う判決書の原本の余白に、第三者異議訴訟手続における判決が付記される。

4. 司法裁判所に係属する控訴及び一般裁判所において第三者異議訴訟手続を開始する申立てが一般裁判所の同一の判決の効力を争うものである場合、一般裁判所は、当事者の意見を聴取した後、司法裁判所がその判決を言い渡すまで、その訴訟手続を停止できる。

第124条

第三者異議訴訟手続を開始する申立ては、その申立ての対象である判決を言い渡した小法廷に配点される；全体法廷で開廷される一般裁判所または一般裁判所の大法廷がその

判決を言い渡した場合、その申立ては、その法廷に配点される。その判決が単独判事により言い渡された場合、その第三者異議訴訟手続を開始する申立ては、当該判事に配点される。

第2節 再審

第125条

規程第44条第3項に定める10年の期間を妨げることなく、判決の再審を求める申立ては、その申立ての根拠とする事実を申立人が認識した日から3か月以内に行われる。

第126条

1. この規則の第43条及び第44条が再審の申立てに適用される。これに加えて、その申立書は：
 - (a) 効力を争う判決または命令を示し；
 - (b) 裁判の効力が争われる点を表示し；
 - (c) 申立てが根拠とする事実を記述し；
 - (d) 判決の再審を正当なものとする事実が存在すること、及び、第125条に定める期限が尊重されたことを証明するための証拠の性質を表示するものとする。
2. 再審の申立ては、効力を争う裁判が与えられた事件の全ての当事者を相手方としなければならない。

第127条

1. 再審の申立ては、その申立ての対象である判決を言い渡した小法廷に配点される；全体法廷で開廷される一般裁判所または一般裁判所の大法廷がその判決を言い渡した場合、その申立ては、その法廷に配点される。その判決が単独判事により言い渡された場合、その再審の申立ては、当該判事に配点される。
2. 実体に関する判断を妨げることなく、一般裁判所は、独立弁論官の意見を聴取した後、当事者の意見書を考慮に入れた上で、その申立ての許容性に関する判断を与える。
3. 一般裁判所が、その申立てに許容性があると判断する場合、一般裁判所は、申立ての実体を判断する手続を進め、そして、この規則に従い、判決の方式により、その裁判を与える。
4. 再審裁判書の原本は、再審された裁判書の原本に添付される。再審された裁判書の原本の余白に、再審裁判が付記される。

第128条

司法裁判所に係属する控訴及び一般裁判所における再審の申立てが一般裁判所の同一の判決に関係するものである場合、一般裁判所は、当事者の意見を聴取した後、司法裁

判所がその判決を言い渡すまで、その訴訟手続を停止できる。

第3節 判決の解釈

第129条

1. 判決の解釈を求める申立書は、この規則の第43条及び第44条に従って作成される。これに加え、その申立書は、以下の事項を示す：

- (a) 当の判決；
- (b) 解釈を求める文言。

その申立ては、その判決が与えられた事件の全ての当事者を相手方としなければならない。

2. 解釈を求める申立ては、その申立ての対象である判決を言い渡した小法廷に配点される；全体法廷で開廷される一般裁判所または一般裁判所の大法廷がその判決を言い渡した場合、その申立ては、その法廷に配点される。その判決が単独判事により言い渡された場合、その解釈を求める申立ては、当該判事に配点される。

3. 一般裁判所は、当事者に対して意見書を送付する機会を与えた後、かつ、独立弁論官の意見を聴取した後、判決の方式により、その裁判を与える。

解釈判決書の原本は、解釈された判決書の原本に添付される。解釈された判決書の原本の余白に、解釈判決が付記される。

4. 司法裁判所に係属する控訴及び一般裁判所における解釈を求める申立てが一般裁判所の同一の判決に関係するものである場合、一般裁判所は、当事者の意見を聴取した後、司法裁判所がその判決を言い渡すまで、その訴訟手続を停止できる。

第4款 知的財産権に関する訴訟手続

第130条

1. 本款の特別の条項に従い、この手続規則の条項は、域内市場調和局（商標及び意匠）及び欧州植物品種局（以下、「局」という。）を相手方とする訴訟手続、並びに、知的財産権制度と関連する法令の適用に関し、適用される。

2. 本款の条項は、審判部の手続を前置することなく、局を直接の相手方とする訴訟には、適用されない。

第131条

1. 申立書は、申立人の選択に従い、第35条第1項に示すいずれかの言語で作成される。

2. 申立人が審判部の手続における唯一の当事者である場合、または、申立書の提出後、記録化によってその目的のために定められる期限内に、審判部の手続における他の当事者

が異議を述べない場合、作成される申立書の言語が事件の言語となる。

その期限内に、審判部の手続における当事者らが、事件の言語に関し、第35条第1項に示す言語中のいずれかを選択する彼らの合意を通知したときは、その言語が一般裁判所に係属する事件の言語となる。

上記の期限内に、申立人によって行われた事件の言語の選択に対する異議があった場合、及び、審判部の手続における当事者らの間に、その事柄に関する合意がない場合、当の登録のためにその局において申立てられた申立における言語が事件の言語となる。ただし、当事者からの理由を付した申立てにより、かつ、他の当事者から意見を聴取した後、所長が、当該言語の使用が審判部における手続の全ての当事者にとって手続に服し彼らの利益を保護することができものではなかった可能性があり、そして、第35条第1項に示す言語の中から別の言語を選択することによってのみ、そのような状況を解消させることができると判断するときは、彼は、事件の言語として別の言語を指定することができる；所長は、この事柄を一般裁判所に回付することができる。

3. 一般裁判所に対し、弁論手続の間に送付される主張書面及びそれ以外の文書において、申立人は、第1項に従い彼によって選択された言語を使用することができ、他の当事者は、第35条第1項に示す言語の中から当該当事者によって選択された言語を使用することができる。

4. 第2項の効果により、申立書が作成される際の言語以外の言語が事件の言語となる場合、記録官は、その申立書が事件の言語に翻訳されるようにする。

各当事者は、記録官からその目的のために指定された合理的な期限内に、第3項による事件の言語以外の言語で当該当事者から提出された申立書以外の主張書面または文書を、事件の言語に翻訳することを求められる。第37条の意味において正式のものである翻訳物を作成する当事者は、その翻訳物の正確性を保証する。指定された期限内に翻訳物が提出されないばあい、当の主張書面または手続文書は、記録の中から削除される。

記録官は、弁論手続の中で述べられた全てのことが、事件の言語に翻訳され、かつ、当事者の申立てにより、第3項に従って当事者により使用される言語に翻訳されるようにする。

第132条

1. 第44条を妨げることなく、その申立書には、審判部の手続における全ての当事者の名前、及び、審判部の手続の過程において通知を有効とするために当事者らが提供した住所を含める。

その申立書には、争われる審判部の審決を添付する。申立人に対してその審決が通知された日付が示されなければならない。

2. 申立書が第1項を遵守しない場合、第44条第6項が適用される。

第133条

1. 記録官は、局及び審判部の手続における全ての当事者に対し、申立書が提出されたこと

を通知する。彼は、第131条第2項に従って事件の言語が確定された後、申立書の送達を手配する。

2. 申立書は、被告としての局、及び、申立人以外の、審判部の手続における全ての当事者に対して送達される。送達は、事件の言語により、有効なものである。

審判部の手続における当事者に対する申立書の送達は、審判部の手続の過程において通知を有効とするために関係する当事者から提供された住所において、返信の書式を添えた書留郵便を投函することにより、効果を生ずる。

3. 申立書が送達されたときは、その局は、一般裁判所に対し、審判部の手続に関する記録を送付する。

第134条

1. 申立人以外の審判部の手続における当事者は、指定された方法により、かつ、指定された期限内に、その申立てに対し、訴訟参加人として、参加することができる。

2. 第1項に示す訴訟参加人は、基本当事者と同じ手続法上の権利をもつ。

彼らは、主たる当事者によって求められる裁判の構成を支持ことができ、基本当事者から申立てられたものとは独立に、その裁判の構成を申立て、法律上の主張をすることができる。

3. 第1項に示す訴訟参加人は、第135条第1項に従って提出する彼の答弁書の中で、申立書の中で提起された争点とは異なる争点に基づき、審判部の審決の破棄または変更を求め、また、申立書の中で主張されている法律上の主張とは異なる主張をすることができる。

申立人がその訴訟手続を取り下げた場合、訴訟参加人の答弁書の中で求められた裁判または主張された法律上の主張の提出は、その効力を失う。

4. 第122条からの特例により、本条第1項に示す訴訟参加人が、指定された方法で、かつ、指定された期限内に、その申立書に対して答弁する場合、欠席判決は適用されない。

第135条

1. 申立人を除き、局及び審判部の手続における当事者は、指定された方法で、かつ、指定された期限内に、その申立書に対する彼らの答弁書を提出する。

第46条は、この答弁書に適用される。

2. 所長が、答弁書または再主張書の送達から2週間以内に行われた理由を付した申立てに基づき、そのような更なる主張書面が必要であると判断し、かつ、関係する当事者がその争点に関して主張できるようにするため、その申立てを認める場合、第134条第1項に示す訴訟参加人を含め、当事者によって、申立書及び答弁書は、再主張書及び再答弁書により補充され得る。

所長は、そのような主張書面が提出されるべき期限を指定する。

3. 第134条第3項の場合において、前述のところを妨げることなく、他の当事者は、答弁書が彼らに送達された後2か月以内に、訴訟参加人の答弁書の中で最初に提示された裁判

の構成及び法律上の主張に対する応答に限定して、主張書面を提出することができる。この期限は、関係する当事者からの理由を付した申立てに基づき、所長によって、延長され得る。

4. 当事者の主張書面は、審判部の手続における審判の対象を変更できない。

第 135 条 a

第 135 条第 1 項、並びに、適用可能なときは、第 135 条第 2 項及び第 3 項に定める主張書面が提出された後、一般裁判所は、予審判事の報告書に従い、かつ、独立弁論官及び当事者の意見を聴取した後、当事者が、彼が弁論を行うことを求める理由を付した申立書を提出しない限り、弁論手続を経ることなく、その訴訟に関して判決することを決定できる。その申立書は、当事者が書面審理手続を終了する通知を受けた後 1 か月以内に提出される。この期限は、所長によって延長され得る。

第 136 条

1. 審判部の審決を不服とする訴訟が勝訴の場合、一般裁判所は、局に対し、その局自身の訴訟費用の負担のみを命ずることができる。
2. 審判部の手続の目的のために当事者によって支出される必要のある費用、第 131 条第 4 項第 2 副項に示す提出の目的のためにかかる費用、主張書面及びその他の文書の事件の言語への翻訳の費用は、償還され得る訴訟費用とみなされる。

第 5 款 欧州公務員裁判所の裁判に対する控訴

第 136 条 a

この規則の第 35 条第 2 項(b)及び(c)並びに第 35 条第 3 項の第 4 副項を妨げることなく、規程の別紙第 9 条及び第 10 条に示す公務員裁判所の裁判を不服とする控訴において、事件の言語は、控訴が提起される公務員裁判所の裁判の言語とする。

第 137 条

1. 控訴は、一般裁判所の登録所または公務員裁判所の登録所において控訴通知書を提出することによって提起される。
2. 公務員裁判所の登録所は、一般裁判所の登録所に対し、第 1 審事件における書類、及び、必要があるときは、控訴事件における書類を、直ちに送付する。

第 138 条

1. 控訴通知書には、以下の事項を含める：

- (a) 控訴人の名前及び住所；
- (b) 公務員裁判所に係属した手続における他の当事者の名前；
- (c) 法律上の主張及び依拠する法的見解；
- (d) 控訴人が求める裁判の構成。

第43条並びに第44条第2項及び第3項は、控訴に適用される。

- 2. 通知書には、不服により控訴する公務員裁判所の裁判書を添付する。この通知書には、不服により控訴する裁判が控訴人に通知された日付を示すものとする。
- 3. 通知が第44条第3項または本条第2項を遵守しない場合、第44条第6項が適用される。

第139条

- 1. 控訴は：
 - (a) 公務員裁判所の裁判の全部または一部の破棄；
 - (b) その全部または一部について第1審で求めたものと同じ裁判の構成を求めることができるが、異なる裁判の構成を求めることはできない。
- 2. 公務員裁判所に係属した訴訟手続における対象は、控訴審において変更できない。

第140条

控訴の通知は、公務員裁判所に係属した訴訟手続の全ての当事者に対して送達される。第45条が適用される。

第141条

- 1. 公務員裁判所に係属した訴訟手続の当事者は、控訴の通知が彼に送達された後2か月以内に、答弁書を提出することができる。答弁書の提出期限は、延長できない。
- 2. 答弁書には、以下の事項を含める：
 - (a) 被控訴人の名前及び住所；
 - (b) 被控訴人に対して控訴の通知が送達された日付；
 - (c) 法律上の主張及び依拠する法的見解；
 - (d) 被控訴人が求める裁判の構成。

第43条並びに第44条第2項及び第3項が適用される。

第142条

- 1. 答弁は：
 - (a) 控訴の全部もしくは一部の棄却、または、公務員裁判所の裁判の全部もしくは一部の破棄；

- (b) その全部または一部において第1審において求めたのと同じ裁判の構成を求めることができるが、異なる裁判の構成を求めることはできない。
2. 公務員裁判所に係属した訴訟手続における対象は、控訴審において変更できない。

第143条

1. 所長が、答弁書の送達から7日以内に行われた控訴人からの申立てに基づき、そのような更なる主張書面が必要であると判断し、かつ、控訴人がその争点に関する彼の主張できるようにするため、または、控訴審における判断のための基礎を提供させるため、再主張書の提出を明示で認める場合、その通知書は、再主張書及び再答弁書により補充され得る。所長は、再主張書が提出されるべき日を指定し、その主張書面の送達に基づき、再答弁書を提出すべき日を指定する。
2. 答弁書が、控訴の中で提起されなかった法律上の主張に基づき公務員裁判所の裁判の全部または一部の破棄を求める場合、控訴人及びそれ以外の当事者は、当の答弁書の送達後2か月以内に、その主張のみに関して、再主張書を提出することができる。その再主張書の後の別の主張書面については、第1項が適用される。

第144条

第144条ないし第149条の条項に包括的に従い、第48条第2項及び第49条、第50条、第51条第1項、第52条、第55条ないし第64条、第76条aないし第110条、第115条第2項、第116条、第123条ないし第127条並びに第129条は、公務員裁判所の裁判からの控訴に関する一般裁判所に係属する訴訟手続に適用される。

第145条

控訴の全部または一部が、明らかに許容できないもの、または、明らかに理由のないものである場合、一般裁判所は、いつでも、予審判事の報告に従い、かつ、独立弁論官の意見を聴取した後、理由を付した命令により、その控訴の全部または一部を却下できる。

第146条

第141条第1項に定める主張書面が提出された後、かつ、第143条第1項及び第2項が適用可能な場合、一般裁判所は、予審判事の報告に従い、かつ、独立弁論官及び当事者の意見を聴取した後、彼が弁論を行うことを求める理由を付した申立書を提出しない限り、弁論手続を経ることなく、その控訴に関して判決することを決定できる。その申立書は、当事者が書面審理手続を終了する通知を受けた後1か月以内に提出される。この期限は、所長によって延長され得る。

第147条

第52条に示す予審報告書は、第141条第1項、並びに、それが適切なときは、第143条第1項及び第2項に定める主張書面が提出された後、司法裁判所に提出される。そのような主張書面が提出されない場合、それを提出するために指定された期限が経過した後、同じ手続が適用される。

第148条

控訴に理由がない場合、または、控訴に理由がある場合において、その事件について一般裁判所が自ら判決を与える場合、一般裁判所は、訴訟費用に関しても裁判する。

第88条は、機関によって提起された控訴に対してのみ適用される。

第87条第2項からの特例により、一般裁判所は、機関の官吏によって提起された控訴または機関のそれ以外の公務員によって提起された控訴において、衡平がそれを求める場合には、当事者間で訴訟費用を分担させる裁判をすることができる。

控訴が放棄される場合、第87条第5項が適用される。

第149条

控訴審の訴訟手続における裁判所に対して行われる訴訟参加の申立書は、第24条第6項に示す告示の公示の日から起算して1か月が経過する前に提出される。

最終条項

第150条

一般裁判所は、とりかけ、一般裁判所における審理の準備及びその遂行に関し、並びに、主張書面及び意見書に関し、実務上の指示を発することができる。

第151条

この規則は、第35条第1項に示す言語のものが正式のものであり、EU官報上で公示される。この規則は、その公示の日から2番目の月の最初の日に発効する。